

地方交付税の機能の復元強化 に関する提言（案）

平成21年7月9日

全国知事会

（地方交付税問題小委員会）

地方交付税の機能の復元強化に関する提言（案）

日本再生の基盤 ～地方交付税の抜本強化～

未曾有の経済危機から脱却できず失業率なども未だ回復に転じていない。こうした中、国家レベルの画一的な対策より地域の実態やそこに働く人々のニーズを熟知している地方による経済雇用対策は低コストで高い効果が期待できる。今まさに、地方が主体的に臨機応変に地域経済の再生に取り組むことが、日本の経済・雇用の再生には不可欠である。

また、少子高齢化の本格的な人口減少社会を迎える中、将来に対する国民の不安を払拭するには、地域住民のさまざまな対策を安定的に講じていくことが求められている。地方がニーズに応じて対人福祉サービスなどのセーフティネットを充実させることが、国民生活の安全安心を実現することとなる。

日本経済は地域によって支えられており、地域が再生し、活力を取り戻すことによってはじめて日本が再生する。そのためには、地方財政基盤の確立に向け、地方の財政需要を地方財政計画に適切に積み上げ、必要となる地方交付税総額を確保し、その財源調整機能、財源保障機能を復元・充実するなど地方交付税の抜本強化を図り、地方一般財源の充実を図ることが不可欠である。

我々全国知事会は、国民の地方交付税制度への適切な認識を広め、来年度予算において必要となる地方交付税総額を確保することはもとより、将来にわたり国民生活の不安を払拭し、日本の未来を切り開くため、地方交付税の機能の復元強化を求める。

【提言ポイント】

1 平成22年度地方財政対策に向けて

三位一体改革による地方交付税総額の不合理な削減により大幅に縮小した地方交付税の財源調整機能・財源保障機能の復元・充実に向け、総額確保など地方交付税の抜本強化が必要である。

- (1) 三位一体改革により大幅に縮小した地方交付税の財源調整機能・財源保障機能の復元・充実に向け、地方交付税の総額を確保すること。
- (2) 基本方針 2006 の事実上の見直しに伴い、基本方針 2006 に固執することなく、社会保障関係費など増嵩する地方の財政需要を適切に積み上げること。
- (3) 地域経済の早期安定や雇用の確保、景気後退による税収の落ち込み等を踏まえ、適切に地方財政措置を講じること。
- (4) 恒常化している地方交付税の財源不足の状態に加え、将来の社会保障関係費や公債費など財政需要の拡大に対応するため、地方交付税財源の安定確保を図ること。
- (5) 地方交付税への算入不足の解消や、制度創設等に伴う地方の負担増への対応など、地方の財政需要を適切に地方財政計画に積み上げること。

2 地方交付税制度に関する誤解への反論

政府の審議会等で一部主張されている「国による義務付け・枠付けの撤廃によって地方交付税が削減できる」など、制度の趣旨や仕組みを踏まえない誤った認識を改めること。

平成22年度地方財政対策に向けて

1 地方交付税の総額確保

(1) 地方交付税の機能の復元・充実

平成21年度地方財政計画において、1兆円規模の財政需要が積み増しされたが、その半分は臨時的措置であり、日本経済を支える地域経済を活性化し、住民の将来への不安を払拭するためには決して十分とは言えない。

近年、社会保障関係費の増嵩をはじめとした義務的経費の増加にも関わらず、基準財政需要額は縮減されているため、地方財政は、一般財源が削減される厳しい状況に陥っている。

今後、地方の底力を発揮し、日本再生の基盤を確立していくという観点から、三位一体改革による地方交付税総額の不合理的な削減により大幅に縮小した地方交付税の財源調整機能・財源保障機能の復元・充実が不可欠である。【図表1,2】

地方交付税の財源調整機能の復元・充実に向けた総額確保

財政力の地域間格差は、三位一体改革前の水準に比べ拡大していることから、地方交付税の財源調整機能の復元・充実に向け、地方交付税の総額を確保すること。【図表3】

< 地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況 >

1.73 (地方税) 1.03 (地方税 + 交付税等)

1.73 (地方税) 1.19 (地方税 + 交付税等 + 地方再生対策費 + 経済危機対策交付金)

地方交付税の財源保障機能の復元・充実に向けた総額確保

地方歳出水準が抑制されるなか、社会保障関係費など義務的経費の増嵩等により、本来措置されるべき個別算定項目における交付税額と決算額とが乖離しており、地方負担が大きく増加している。このため、地方交付税の財源保障機能の復元・充実に向け、地方交付税の総額を確保すること。

【図表4】

< 主な決算乖離事例 (乖離額・措置率) >

生活保護 330億円 (88.9%)

難病治療研究 393億円 (38.9%)

病院事業繰出 1,542億円 (33.7%)

公債費 25,262億円 (80.0%) 等 計約3.2兆円

(2) 「基本方針 2006」の事実上の見直しに伴う対応

平成 22 年度国予算の概算要求基準において、社会保障費及び公共事業関係費について、基本方針 2006 を事実上見直すこととなったことを踏まえ、地方財政計画の策定において、適切な対応を求める。【図表 5,6】

一般行政経費

基本方針 2006 では、一般行政経費を 2006 年度の水準に抑制するとする方針が示されたことから、社会保障関係費が増額する一方、地方の単独事業費が大幅に抑制されてきた。

< 歳出に充当する一般財源の推移 >	
社会保障関係費	+ 2.7 兆円
義務的経費以外の経費	2.9 兆円

概算要求基準において、社会保障費の自然増を毎年度 2,200 億円抑制するとした基本方針 2006 が事実上見直されたことから、自然増に係る地方負担分もさらに 1,000 億円増加することとなり、地方財政を圧迫することになる。

このため、基本方針 2006 の方針に固執することなく、一般行政経費の増額を行うこと。

< 基本方針 2006 (2006 ~ 2011 年までの 5 年間の抑制方針) >	
国 : 社会保障費自然増分を	1.1 兆円抑制 (2,200 億円/年)
地方 : 社会保障関係費自然増分を	0.5 兆円抑制 (1,000 億円/年)

地方投資単独事業

概算要求基準において、経済危機対応等特別措置 (3,500 億円) が創設されたことに伴い、公共事業関係費について、毎年度 3 % 削減するとした基本方針 2006 が事実上見直された。

このため、地方投資単独事業についても、毎年度 3 % 削減するとした基本方針 2006 を見直し、経済危機対応等特別措置に相当する地方投資単独事業の充実を図ること。

< 地方投資単独事業の推移 (地方財政計画) >	
10.1 兆円	21 8.1 兆円 (2.0 兆円)

2 国の経済対策に伴う地方財源の確保

(1) 経済対策として措置された臨時対策の継続

今回の経済危機に対応して、国は、数次にわたり、平成 20 年度補正、平成 21 年度当初、平成 21 年度補正による対策を講じてきた。

地方においては、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」をはじめ新たに創設された交付金や、地方交付税措置された地域雇用創出推進費等の 1 兆円加算を活用した、地域における雇用機会創出事業、妊婦健診の充実、保育料の減免措置や少人数学級の拡大など、地域ニーズの高い事業を新たに実施若しくは拡充することが可能となった。

こうした事業については、臨時的な対応とするのではなく、地域の行政サービスとして引き続き提供できるよう、地域雇用創出推進費の拡充・延長をはじめとした地方財源措置を継続すること。

(2) 国の経済対策における地方財源の確保・充実

国の経済雇用対策に係る地方負担分はもとより、経済対策の一環として地域の実情に応じて実施する地方単独事業の推進に向け、経済安定化の責任を担う国において以下のとおりすべての団体に対して財源措置を講じること。

なお、その際必要となる地方交付税財源については、別枠で措置すること。

国の経済雇用対策に伴う地方負担の軽減や地域の実情に応じて実施する地方単独事業の推進に向けた特別の交付金制度の拡充

投資的経費に係る地方負担分に補正予算債を措置する場合の元利償還金に対する交付税措置について、公債費方式(現行 50%)による交付税算入率の大幅な引き上げなど地方負担の軽減

景気対策に係る減税への特別交付金の創設など確実な減収補てん

なお、実質公債費比率など財政健全化判断のための指標の算定にあたっては、実態以上に指標を悪化させないように、補正予算債の元利償還金に対する交付税措置分について、公債費方式による措置分のみならず、単位費用による措置分も含めて算定から控除すること。

3 景気後退による税収の落ち込み等への適切な対応

(1) 地方交付税財源の確保

現下の経済情勢のもとでは、所得税や法人税など地方交付税の原資となる国税の収入減が予想されることから、一般会計における特例加算、交付税特別会計における特別措置、臨時財政対策債などにより、地方の財政運営に必要な地方交付税等の総額を確実に確保すること。【図表 7】

(2) 適切な税収見込み

景気の低迷により平成 22 年度の地方税収についても厳しい状況が続くものと想定されることから、地方財政計画の策定にあたっては、実態に即した税収を的確に見込み、地方の財源不足額を適切に積算すること。【図表 8】

< 地方財政計画の地方財源不足額 >	< 地方財政計画の税収に対する決算見込額 >
4.4 兆円	5,366 億円
5.2 兆円	12,337 億円

(3) 適切な減収補てん

平成 21 年度の地方税収が、地方財政計画上の税収見込み額を下回る場合、各地方公共団体の円滑な財政運営が可能となるよう、減収補てん債の対象税目の拡大等、必要な財政措置を講じること。【図表 8】

< 現行の対象税目 >
・ 法人税割、法人事業税、利子割、地方法人特別譲与税
< 新たに減収補てん債の対象とすべき税目 >
・ 個人県民税配当割、個人県民税株式等譲渡割 等

(4) 交付税原資の減収に対する適切な財政措置

平成20年度の国税5税の減収に伴う地方交付税の精算額（約6,600億円）については、地方財政運営に支障のないよう、後年度への繰り延べなど適切な財政措置を行うこと。【図表9】

4 地方の財政需要の適切な積み上げ

(1) 交付税算入不足額に対する適切な措置

生活保護費や難病治療研究、病院事業繰出など義務的経費において、基準財政需要額と決算額が大きく乖離していることから、十分検証を行い、適切に需要額を積み上げること。【図表4】

<主な決算乖離事例（乖離額・措置率）>		
生活保護	330億円（88.9%）	
難病治療研究	393億円（38.9%）	
病院事業繰出	1,542億円（33.7%）	
公債費	25,262億円（80.0%）	等 計約3.2兆円

(2) 算入対象とすべき経費に対する適切な措置

地方公共団体において広く実施されている乳幼児や障害者等への医療費助成などは、標準的な行政サービスとして新たに基準財政需要額に反映すること。【図表10】

<交付税措置のない単独事業の主なもの（19年度地方決算額・実施都道府県数）>		
乳幼児医療費補助金	1,428億円（47団体）	
ひとり親家庭医療費補助金	542億円（47団体）	
障害者医療費補助金	2,315億円（47団体）	等 計約5,000億円

(3) 教職員等の給料に関する基準財政需要額算出単価の適切な積み上げ

小、中、高等学校教職員、警察官の給料の基準財政需要額算出単価は、国家公務員準拠により積算することとされている地方財政計画の単価と比べて大きく乖離している。このため、基準財政需要額に教職員等の給料を適切に積み上げること。【図表11】

<教職員等の給料月額比較（地財計画と基準財政需要額の比較：単価乖離額、乖離率）>		
小・中学校教職員	20千円（5.2%）	$\times (12\text{ヶ月} + 4.47\text{ヶ月}) \times 703\text{千人} =$ 約2,316億円
高等学校教職員	31千円（8.3%）	$\times (12\text{ヶ月} + 4.47\text{ヶ月}) \times 274\text{千人} =$ 約1,399億円
警察官	37千円（10.9%）	$\times (12\text{ヶ月} + 4.47\text{ヶ月}) \times 273\text{千人} =$ 約1,664億円

(4) 制度創設等に伴う地方の負担増に対する適切な措置

国の制度創設・改正に際しては、国の予算上の都合による新たな地方負担の創設や国庫補助率の引き下げなど、地方への一方的な負担転嫁を行わないこと。

なお、国の補正予算の中には、複数年度の基金事業が含まれているが、次年度以降に実施する交付金事業に係る地方負担についても、地方財政計画に別枠で積み上げること。【図表 12,13,14】

< 制度創設・改正に伴う地方の負担増の事例 >

肝炎治療特別促進事業	都道府県負担1/2
抗インフルエンザウィルス薬備蓄経費	都道府県負担1/2, 都道府県超過負担
後期高齢者医療保険基盤安定負担金	都道府県負担1/4 3/4

< 21,21年度の補正で措置された複数年度の基金事業に伴う後年度の地方負担 >

基金総額：2.8兆円 地方負担額：1,300億円/年以上

(5) 国民の安全安心のための社会資本の維持・整備費の適切な積み上げ

橋りょうや排水機などについては、その建設累計数が増加するとともに老朽化が進んでおり、今後これらの長寿命化や更新等のための経費が増大することから、このような国民の安全安心に関わる経費については、維持・整備に係る必要経費を適切に基準財政需要額に反映すること。【図表15,16】

(6) 定住自立圏構想や交流人口拡大等による地域振興のための経費の積み上げ

定住自立圏構想や交流人口拡大、維持・存続が危ぶまれる小規模集落などへの対応など地域振興のための対策を強化するとともに、それに伴う財政需要は別枠により積み上げること。

なお、地方再生対策費は地方再生に有効であることから、暫定的な措置である地方法人特別税・同譲与税による財源を前提とすることなく、地方の財政需要として積み上げること。

(7) 条件不利地域など地域の実情に応じた適切な積み上げ

産業構造の脆弱な地域、高齢化率の高い地域、離島、豪雪地帯など条件不利地域や大都市など様々な条件を抱える地方公共団体等の実情を踏まえ、交流促進など地域振興のための対策も含め、地域の実情に応じた財政需要を適切に積み上げること。

(8) 臨時財政対策債等の元利償還分の別枠加算

国が後年度地方交付税の公債費方式により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠加算すること。

地方交付税制度に関する誤解への反論

1 地方交付税の財源調整機能・財源保障機能は一体不可分

地方交付税の財源調整機能と財源保障機能を分離して、財源調整機能に特化したうえで総額を縮減すべきとの主張がある。しかし、地方交付税は、地方公共団体相互間の過不足を調整し、均てん化を図る財源調整機能と、マクロでは地方財政計画の策定を通じた地方財源の総額の保障、ミクロでは基準財政需要額、基準財政収入額という基準の設定を通じて、どの地方公共団体に対しても行政の計画的な運営が可能となるよう必要な財源を保障する財源保障機能を総合的に担っている制度である。

このように地方交付税は、一体的に両機能が発揮されることにより、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化しているものであり、両者を分離して議論すべきではない。

2 新型交付税拡大への懸念

地方交付税算定に関する地方公共団体の予見可能性を高めるため、算定の簡素化を図ることは重要であるが、人口・面積による単純化した算定基準の拡大には財政需要の反映の観点から限界がある。

また、人口・面積といった算定基準は、配分にのみ着目したものであり、一定の水準の行政サービスを行うため必要となる地方の財政需要の総額を積算する基礎とはならないため、交付税総額が国の裁量に左右され、地方交付税が有する財源保障機能の弱体化につながりかねない。

3 地方交付税をはじめとした地方財政に関する誤った認識の解消

(1) 三位一体改革においても地方一般財源は増加しているとの主張は誤り

三位一体改革において地方交付税が2.1兆円削減されたが、地方税が2.7兆円増加しており、この間、地方の一般財源が増加しているとの主張があるが、地方交付税の代わりとして措置される臨時財政対策債の削減分(3兆円)を無視する議論であり、地方一般財源は実質的に2.8兆円減となっている。【図表17】

〔一般財源総額： 2.8兆円(55.6兆円 - 58.4兆円) 〕

(2) 義務付け・枠付けの撤廃に伴い地方交付税を減額すべきとの主張は誤り

義務付け・枠付けの撤廃が実現すれば、地方交付税を減額すべきといった議論があるが、義務付け・枠付けが撤廃されたとしても、事務事業自体が廃止されることにはならない。単純に地方交付税の削減が可能といった認識は大きな事実誤認。

(3) 地方交付税がモラルハザードの原因となっているとの主張は誤り

現行の交付税制度では、地方の歳出削減や税収増加努力に向けた誘因が働かないとの議論があるが、普通交付税は単純に各団体の収支差を補てんしているものではなく、標準的な水準をもとに算定された基準財政需要額と基準財政収入額により決定されているものであり、個々の団体の歳出削減努力や税収確保努力は各団体の収支改善に反映される仕組みとなっている。交付税が財政的なモラルハザードを生んでいるとの議論は事実誤認。

(4) 臨時財政対策債を地方の責任で削減すべきとの主張は誤り

そもそも臨時財政対策債は、地方交付税原資の不足により、地方交付税の代わりとして措置されるもの。

地方交付税の原資不足は、本来、交付税原資となる国税の法定率により調整されるべきものであり、交付税原資が別途確保されれば、臨時財政対策債の発行は削減されるもので、地方の責任で削減すべきとの主張は事実誤認。

4 地方の行革努力と地方の財政状況

(1) 地方財政余裕論は誤り

地方財政が黒字基調であるとの主張があるが、実態は、三位一体改革による地方交付税が大幅に削減され、地方財政計画において措置されるべき財政需要が措置されず地方一般財源が抑制されるなか、新規の起債発行を抑制し多額の公債費を償還しながら、債務残高の圧縮に努めている結果に過ぎない。その間、国は税収の伸びにより国債発行が抑制されたに過ぎず、平成 16 年度に比べ、地方は一般歳出を 1.9 兆円削減しているのに対し、国は逆に 3.7 兆円も一般歳出を増加させている。【図表 18】

国は、これ以上の歳出削減を地方に押しつけるのではなく、自らも行革の推進やムダ排除の徹底など一層の努力をすべきである。

<平成 21 年度の対平成 16 年度の一般歳出の伸び率（予算ベース）>
地方： 2.8% 国： +7.7%

(2) 国関連経費が地方単独経費を圧迫

地方財政計画における地方歳出抑制方針により、地方は懸命の歳出削減努力を行っているが、給与関係費では義務教育教職員、警察職員など国関連給与費、一般行政経費では生活保護などの国庫補助負担金を伴うもの、また、投資的経費では直轄事業負担金など、地方の歳出削減努力には限界がある国関連経費のウェートが高まっており、そのしわ寄せが地域の実情に応じた行政展開を図るための地方単独の一般行政経費や投資的経費の縮減となって現れている。

地方歳出のうち、国関連経費の地方負担分に充当される割合の高まりを見ると、今や地方交付税は国の施策を担保するものとなっている。【図表 19】

<国関連経費の推移（地方財政計画ベース）>
国関連経費 15年度 27.8兆円 21年度 30.1兆円 +8.3%
地方単独経費 15年度 58.4兆円 21年度 52.5兆円 12.1%

(3) 地方の行革努力の適切な反映

地方は、住民サービスを維持するために必要な経費を確保するため、従来から国を上回る定員削減や給与カットを実行してきたにもかかわらず、国の財政健全化の名の下にとられた地方財政計画の抑制方針により、削減相当額が国に吸い上げられる形となっている。地方のさらなる行革に向けた取組を促進するためにも、こうした行革努力が住民サービスに還元できるよう適切に需要を積み上げること。

【図表 20】

地方税財政制度の抜本的改善に向けて

1 地方の自治財政権を担保するための税源配分の実現

(1) 国と地方の税源配分 5 : 5 の実現

国と地方の税源配分をまずは 5 : 5 とし、地方消費税の引き上げを含め、偏在性が小さく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築に取り組むこと。

地方消費税を含む税体系の抜本的改革を行なったとしても、地域間格差は依然として解消されないことから、地方交付税が有する財源調整・財源保障機能の抜本的強化を図ること。

(2) 地方消費税の引上げ

社会保障の安定財源確保に向けた消費税率の検討にあたり、もっぱら年金等国の財源として活用しようとする議論があるが、地方消費税や消費税の地方交付税原資部分が地方の固有の財源であり、地方が担う多様で地域の実情に即した幅広い行政サービスに重要な役割を果たしていることに十分に留意すべき。

税制の抜本改革にあたっては、平成 21 年度税制改正法附則において「地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討する」とあるとおり、増嵩する地方の財政需要に対応して、地方消費税の引上げ及び消費税の地方交付税原資部分の確保を図ること。

【図表 21, 22】

(3) 地方への税源移譲に係るさまざまな意見への反論

譲与税方式による日本型水平調整に係る議論への反論

そもそも地方公共団体の歳入は、その課税権に基づく税収で確保されるべきである。譲与税は、個々の地方公共団体では徴収が困難な場合や、国税と併せて徴収せざるを得ない特別な場合にのみ活用すべきであり、基幹的な税への活用は地方の課税権の否定につながる。

地方消費税のような偏在性が少なく税収が安定的な税の地方への移譲と地方交付税の充実により、地方税財源の充実を図るべき。

なお、先般創設された地方法人特別税・同譲与税はあくまで抜本的な税制改革が行われるまでの暫定措置である。

国と地方の実質的な税収支が 4 : 6 になっているとの主張への反論

平成 21 年度において、地方交付税及び譲与税移転後の実質的な税収支では、国と地方が 4 : 6 になっており、すでに国と地方の歳出割合と一致しているとの主張があるが、現在のように赤字国債で必要経費が賄われている状況において、税源配分の現実を根拠として議論することは適切ではない。【図表 23】

また、税の仕組みの違いにより、昨年来の景気後退の影響が地方より国の税収に大きく現れている平成 21 年度当初のデータにおいて議論するのは適切でない。

【図表 24】

加えて、国税である地方法人特別税(平成 21 年度予算額 8,730 億円)を地方税としてカウントするのは不適切である。

地方歳入における地方税比率の引き上げを目標とすることへの懸念

地方税、交付税、補助金等を合わせた額に占める地方税の比率の引き上げを目標とすべきとの議論があるが、その手法や国税との連関が不明確であり、仮に地方交付税と補助金等を単純に減らせば、それだけで地方税比率の引き上げが実現することになる。これでは地方税財源の充実を図ることにはならない。

地方公共団体として必要な行政サービスを維持するためには、一般財源の充実が必要であり、この視点なくして地方歳入における地方税比率のみに着目して議論することは、行政サービス水準の切り下げや、交付税総額の削減につながりかねない。

課税自主権への過大な期待への反論

分権時代には、自治財政権の強化に向け、課税自主権を拡大することは望ましいが、自治体間で課税ベースに大きな格差があり、課税ベースが小さく財政力の弱い団体では、地方の課税自主権の拡大を十分に活用できない状況にあることに留意すべきである。

また、超過課税等による課税自主権の拡充にあたっては、地方の独自施策を展開する際のサービスに活用されるべきであって、全国的に共通する基本的な住民サービスに充てられるべきではない。

2 地方交付税原資の充実

平成8年度以来、14年連続して地方交付税法の規定に該当する財源不足の状態が続いていることに加え、今後、社会保障関係費等の義務的経費や、臨時財政対策債をはじめとした地方債の償還のための公債費の増高が明らかである。今後とも、臨時財政対策債等による特別の対策は避けられず、地方交付税制度の安定的な運営が困難な状況にある。【図表25】

「中期プログラム」で示された税制抜本改革の実施に合わせ、法定率の引き上げなど、地方交付税原資の安定確保を図るための抜本的な措置を講じること。

3 事務・権限の移譲に伴う新たな財政負担への適切な措置

第二期地方分権改革に伴う事務・権限の移譲の際に生じる新たな地方財政負担等については、新たな財政需要として確実に措置すること。

特に道路・河川の権限移譲にあたっては、恒久的な財源措置がなされるまでの時限的な措置として国直轄事業と同じ国負担率の「交付金等」を創設するとともに、その総額を確保すること。人員の移行に際しては、徹底的なスリム化はもとより、その給与、退職金等について適切に措置すること。

4 直轄事業負担金制度の廃止

地方分権の観点から、国と地方の役割分担を明確化した上で、国による直轄事業は縮減し、地方へ権限と財源を一体的に移譲することにより、直轄事業負担金制度を廃止すること。

維持管理費負担金については、本来、施設の管理者である国がその全額を負担すべきであり、来年度から直ちに廃止すること。

維持管理費負担金が廃止されれば地方交付税が減少するということを殊更に強調する意見があるが、もともと財政需要の積み上げが不十分であり、地方交付税全体としても総額が不足しているなかにおいては、維持管理費負担金の廃止がストレートに地方交付税総額の減少に結びつくものではない。【図表 26】

廃止するまでの間は、地方負担金の用途等の妥当性が判断できるよう、更なる情報開示や詳細な説明を行うこと。

また、職員の退職手当や恒久的な庁舎、職員住宅に係る建設費など国庫補助事業では認められていない経費や直轄事業との関係が不明確な経費を明確に除外するなど、負担金の対象範囲等を早急に見直すこと。

国と地方が対等な立場で十分に協議し、地方の意見が十分に反映できる制度を創設すること。

5 地方の意見を的確に反映する税財政制度の確立

(1) 地方財政計画の透明化と予見可能性の向上

地方財政計画の策定過程の透明化を図るとともに、基準財政需要額の算定方法の安定化など地方交付税の予見可能性を高めること。

(2) 制度立案等の検討初期段階での地方の参画

直轄負担金、社会保障、義務教育など制度立案・見直しにあたっての検討初期の段階で、十分な期間を確保して情報を提供するとともに、地方財政計画の決定にあたっては地方の参画を図ること。

(3) 地方共有税の早期具体化

地方交付税が地方固有の財源であることを明確にし、国の裁量に左右されることなく確保されるよう、国の一般会計を通さずに特別会計に直接繰り入れる「地方共有税」を早期に具体化すること。

(4) (仮)地方行財政会議の法律に基づく設置

地方の意見を政府の政策立案、執行に反映できるよう(仮)地方行財政会議を法律に基づき設置すること。【図表 27】

【参 考 図 表】

図表 1 地方一般財源総額の推移

三位一体の改革、基本方針 2006 により、地方税の増加にも関わらず、地方の一般財源総額は減少している。

(単位：兆円)

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
地方交付税	18.0	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8
別枠加算	-	-	-	-	-	-	1.0
臨時財政対策債	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.2
地方交付税 等	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2	21.0
<各年度 - H15>	-	2.8	3.8	5.1	6.1	5.7	2.9
地方税	32.2	32.3	33.3	34.9	40.4	40.5	36.2
その他	2.4	3.1	3.9	5.0	1.0	1.2	1.8
税源移譲等	0.1	0.7	1.7	3.1	2.7	3.1	3.1
計	58.4	55.8	55.6	55.6	56.5	56.8	55.9
<各年度 - H15>	-	2.6	2.8	2.8	1.9	1.6	2.5

その他：地方譲与税、地方特例交付金等、減税補填債、税源移譲等：税源移譲関係歳入及び児童手当特例交付金

(H21.6 全国知事会作成)

(参考) 三位一体の改革

国庫補助負担金改革	約	4.7	兆円
税源移譲	約	3	兆円
地方交付税改革	約	5.1	兆円

図表 2 基準財政需要額の推移 (交付団体ベース)

基準財政収入額の算入率の変更後の平成 16 年度以降においても、基準財政需要額は毎年縮減されており、平成 20 年度は平成 16 年度に比べ 3.8 兆円も削減されている。

(兆円)

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H20-H16	H20/H16
基準財政需要額(臨財債振替前)	39.0	38.3	35.8	35.3	35.2	3.8	9.7%

税源移譲影響分を除く

(H21.5 全国知事会作成)

図表3 地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況

地方税と地方交付税等を合わせた都道府県間の歳入の格差は、平成15年度では平均1.03ポイントであったものが、平成19年度決算額をもとに地方再生対策費及び地方法人特別税と平成21年度国補正予算の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を加味して試算したところ、格差は1.19ポイントとなった。

	H15		H19			
	地方税	地方税 + 交付税等	地方税	地方税 + 交付税等	地方税 + 交付税等 + 地方再生対策費	地方税 + 交付税等 + 地方再生対策費 + 経済危機対策交付金
都道府県間歳入格差(平均)	1.73	1.03	1.73	1.22	1.21	1.19

1人あたり地方税収額の最も多かった団体を基準として、都道府県間格差の全国平均を試算。

詳細は参考資料1のとおり

(H21.5 全国知事会作成)

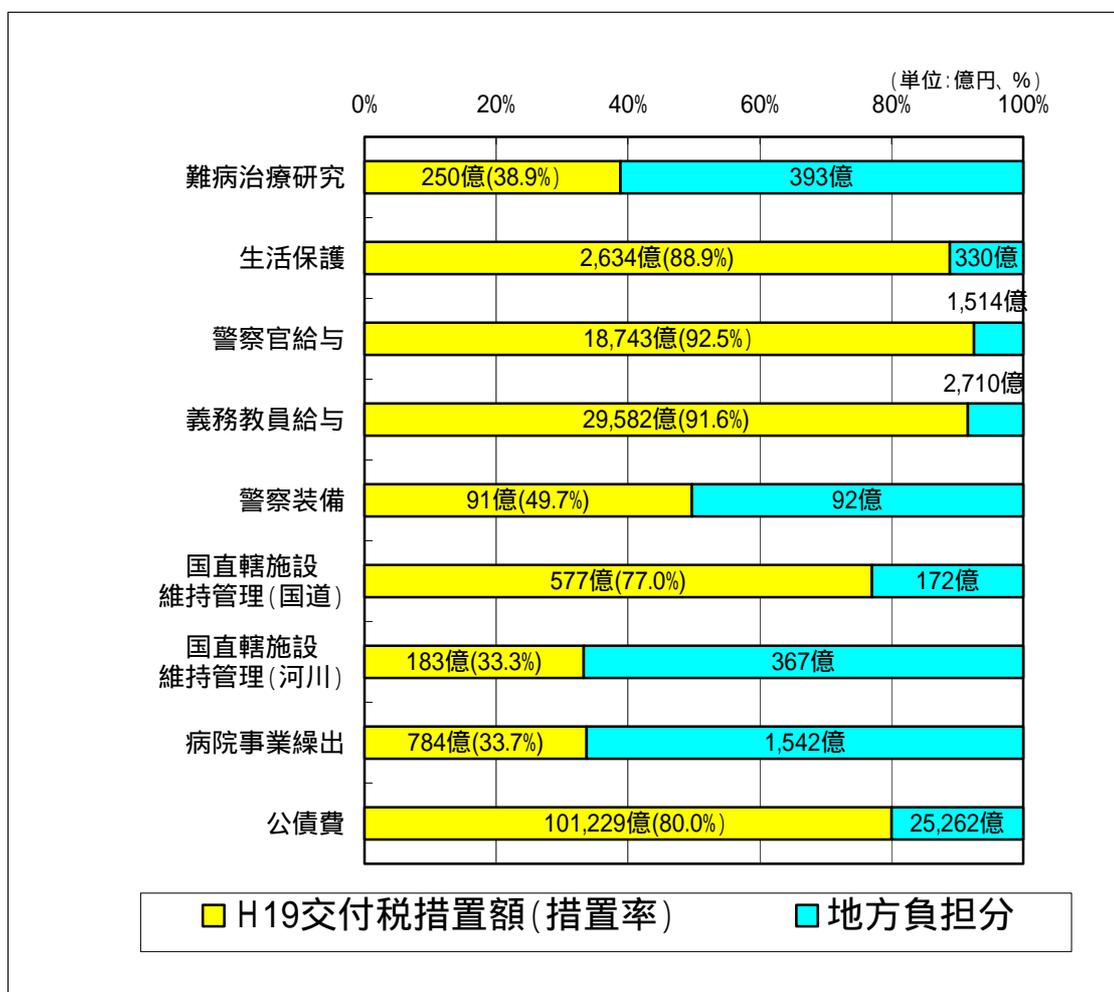
図表4 都道府県における義務的経費の交付税措置額と決算額の乖離（主なもの）

義務的経費において、基準財政需要額と決算額の間になくとも 3.2 兆円もの大きな乖離が存在。

交付税措置額と決算額の乖離

(単位:億円)

区分	乖離額	備考
難病治療研究	393	H19都道府県決算
生活保護	330	H19都道府県・政令市決算
警察官給与	1,514	H19都道府県決算
義務教員給与	2,710	H19都道府県決算
警察装備	92	H19都道府県決算
国直轄施設維持管理(国道)	172	H19都道府県決算
国直轄施設維持管理(河川)	367	H19都道府県決算
病院事業繰出	1,542	H19都道府県決算
公債費	25,262	H18都道府県・H17市町村決算
合計	32,382	



決算額・・・H19都道府県決算額

交付税措置額・・・H19基準財政需要額

生活保護費・・・都道府県（H19決算額）+ 政令市（H19決算額）

病院事業繰出金・・・特別交付税分を含む。

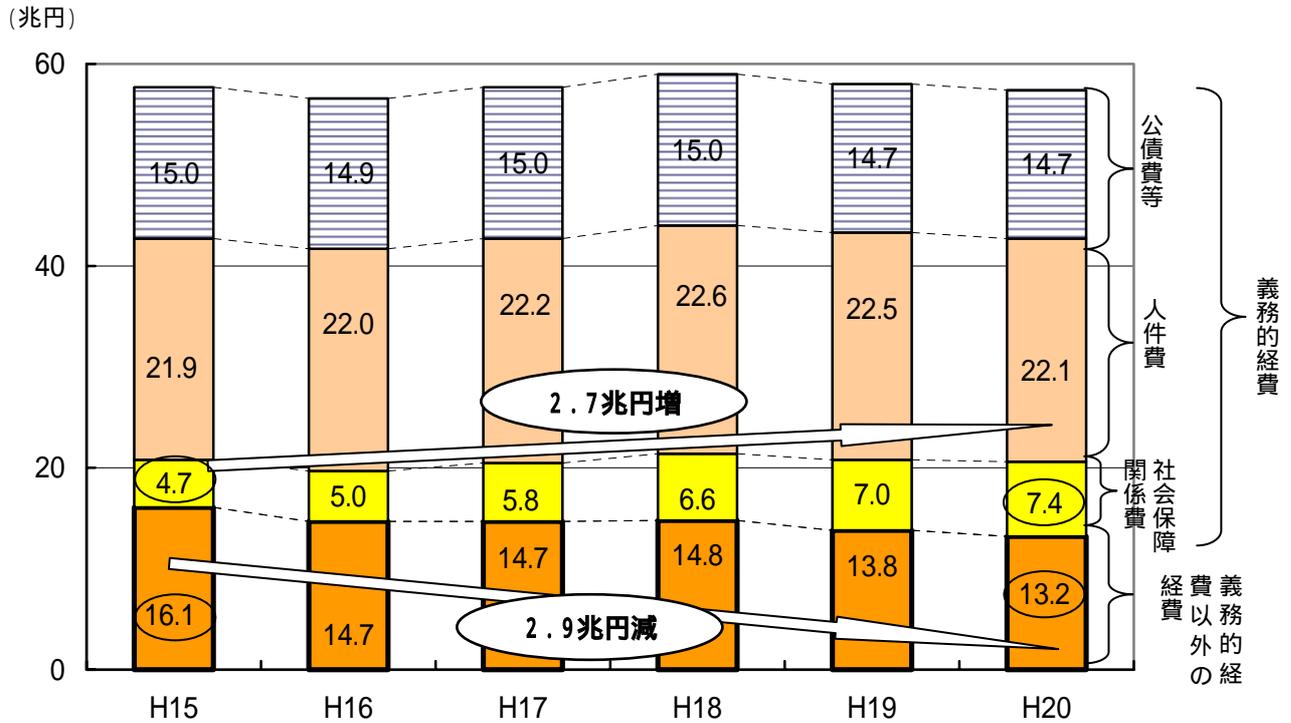
公債費・・・都道府県（H18決算額）+ 政令市（H17決算額）。公債費の措置額には留保財源充当額を含む。

留保財源充当額・・・H18地財計画の地方税等から留保財源総額を算出の上、歳出額で機械的に按分。

(H21.6 全国知事会作成)

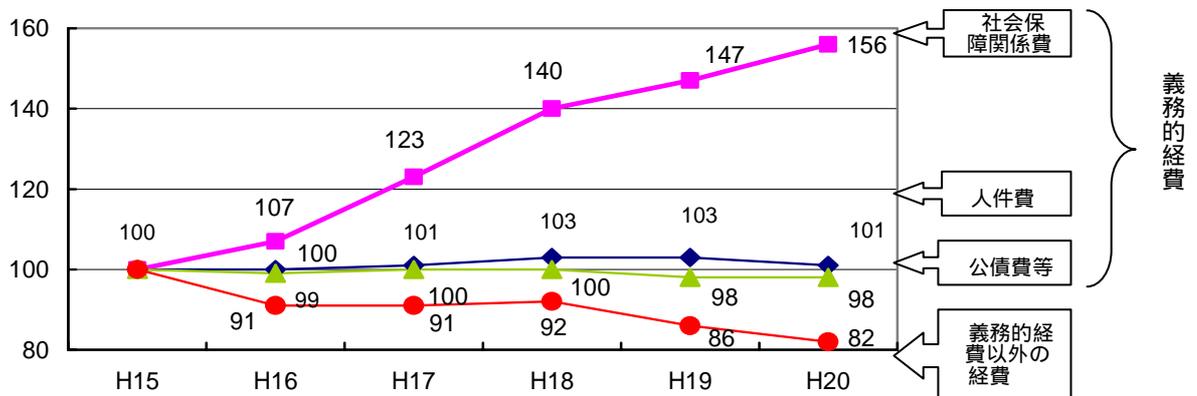
図表5 歳出に充当する一般財源の推移

社会保障関係経費の義務的経費の大幅な増加に伴い、地方が地域の住民サービスのために使える経費は大幅に減少。
 平成15年から20年の5年間で社会保障関係費が2.7兆円増加するなど義務的経費が増加し、これを除いた義務的経費以外の経費が圧迫され、約3兆円減少。



(H20.7 全国知事会作成)

(参考) (H15 = 100 とした場合の推移)



金額は都道府県と市町村推計の合計。
 H18までは決算額、H19、H20は予算額を使用。

(H20.7 全国知事会作成)

(参考) 地方における義務的経費の推移

(単位:兆円)

区 分	H15	H20	増減額	増減率
一般財源 A	57.7	57.4	0.3	0.5
義務的経費 B	41.6	44.2	2.6	6.3
うち 社会保障関係費(義務分)	4.7	7.4	2.7	57.4
義務的経費以外の経費 A-B	16.1	13.2	2.9	18.0

一般財源は、地方税、地方交付税、臨時財政対策債など、地方財政計画で定義している。
一般財源総額であり、決算統計上は一般財源扱いとなる財産収入や諸収入、繰入金からの歳入振替項目を含まない。

(H21.7 全国知事会作成)

図表6 「基本方針2006」、「基本方針2009」及び概算要求基準(抜粋)

【「基本方針2006」(抜粋)】

地方財政

地方歳出については、国の取組と歩調を合わせて、国民・住民の視点に立って、その理解と納得が得られるよう削減に取り組む。

(2) 地方単独事業については、(中略)過去5年間の改革努力(5年間で5兆円超)を基本的に継続することとするが、地域の実情に配慮し、今後5年間については、地方単独事業全体として現在の水準以下に抑制することとし、投資的経費は国の公共事業と同じ改革努力を行い、一般行政経費は2006年度と同程度の水準とする。(以下略)

【「基本方針2009」(抜粋)】

平成22年度予算の方向

平成22年度予算は、持続的な経済成長と財政健全化の両立を図る上で重要な予算である。「基本方針2006」等を踏まえ、無駄の排除など歳出改革を継続しつつ、安心・安全を確保するために社会保障の必要な修復をするなど安心と活力の両立を目指して現下の経済社会状況への必要な対応等を行う。

(安心と活力のための予算編成)

上記の基本姿勢に沿って、昨年度とは異なる概算要求基準を設定し、メリハリの効いた予算編成を行う。

【平成22年度概算要求基準のポイント】

2. 具体的な枠組み

「基本方針 2006」等を踏まえ、歳出改革を継続するとともに、現下の経済社会状況への必要な対応等を行う。このため、

社会保障については、自然増（1兆900億円）を認める。

「経済危機対応等特別措置」（3,500億円）を新設する。

（1）社会保障関係

年金、医療等については、1兆900億円の増（自然増）。その際、無理のない範囲で節約に努め、節約できた分は社会保障に充当。

（2）公共事業・その他経費

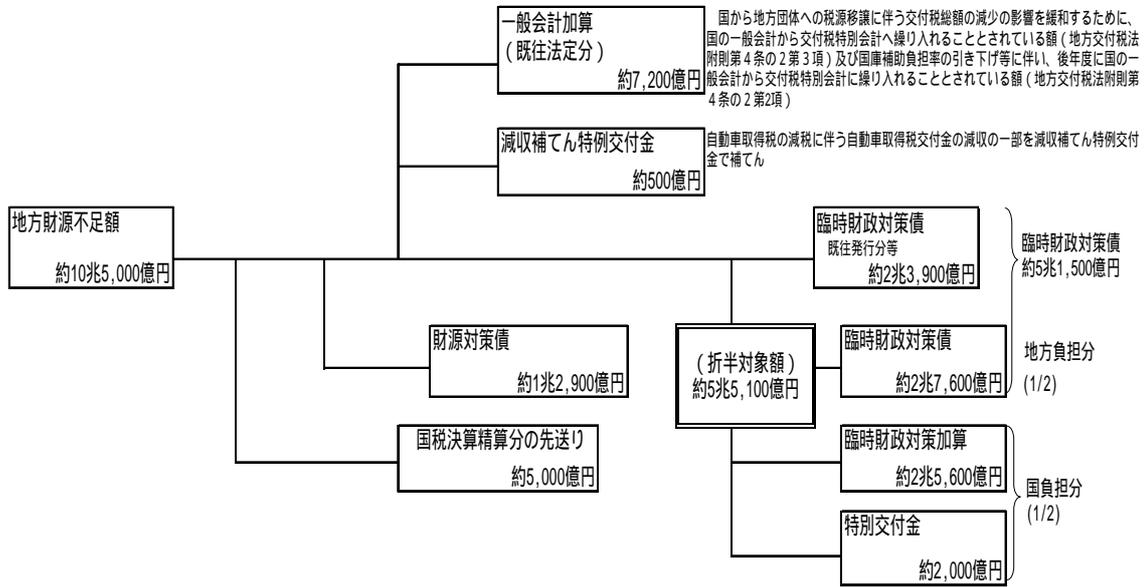
上記を踏まえ、無駄の排除などこれまでの歳出改革を継続していく。

経済危機的状況に照らし、果敢な対応を適時適切に図るための臨時的措置として、「経済危機対応等特別措置」（3,500億円）を新設。経済危機克服、安心社会の実現、成長力の強化等、「基本方針 2009」で示された重点課題のうち、緊急性や政策効果が特に大会施策に対して重点配分。特別措置の規模については、最終的には、年末の経済状況を踏まえ決定。なお、特別措置の財源は経済緊急対応予備費（1兆円）より捻出。

公共事業関係費及びその他経費については、25%の要望額を確保。

図表7 平成21年度財源不足の補てん措置

平成21年度の地方財政計画における財源不足額は特別に1兆円の別枠加算があったにも関わらず10.5兆円に達した。折半対象額が5.5兆円にものぼった。



(H21.2 総務省「地方財政計画」より)

図表8 平成19・20年度地方財政計画道府県における決算見込額等(都道府県)

平成19年度の地方財政計画上の税収見込額(都道府県分)については、景気後退の影響により、現実の決算額との間において、5,366億円の不足が生じた。平成20年度においても3月末収入額をベースに決算額を推計すると、都道府県の税収については12,337億円もの不足が生じる見込みで、2年連続計画倒れになる可能性が高い。

(単位:億円)

税目	19年度 地財計画額	19年度 決算額	対19地財		20年度 地財計画額	20年度 決算推計額	対20地財	
			増減額	増減率			増減額	増減率
個人県民税	49,353	48,090	1,263	2.6	50,292	49,872	420	0.8
法人二税	67,511	64,954	2,557	3.8	69,237	60,055	9,182	13.3
地方消費税	26,275	25,692	583	2.2	25,155	24,428	727	2.9
その他 (利子割を含む)	45,385	44,422	963	2.1	43,719	41,711	2,008	4.6
地方税計	188,524	183,158	5,366	2.8	188,403	176,066	12,337	6.5

- (注) 1. 「地方財政計画額ベース」とは、超過課税分、法定外税及び法人道府県民税に係る利子割還付分を控除した額である。
 2. 「個人県民税」は、均等割・所得割、配当割、株式等譲渡所得割の合計である。
 3. 「法人二税」は、道府県民税(法人均等割、法人税割)及び法人事業税の合計である。
 4. 20年度決算推計額は、21年3月末収入額(個人県民税については4月、5月の税源移譲分を控除)に前年度における3月末収入額と決算額の割合を乗じた後、20年4月、5月の税源移譲分を加算して推計。

(H21.6 全国知事会作成)

(参考) 都道府県税 3月末収入状況 (地方財政計画額ベース)

(単位: 億円、%)

税目区分		19年度	20年度	
			前年同期比(/)	
個人県民税	均等割・所得割	39,800	42,861	107.7
	配当割	1,310	558	42.7
	株式等譲渡所得割	901	212	30.8
県民税利子割		2,085	1,977	94.9
法人 ² 税		65,173	60,257	92.5
地方消費税		25,692	24,428	95.1
その他税		40,309	37,906	93.9
合計		175,270	168,199	96.0

前年同期比は百万円単位により算出した。

(H21.6 全国知事会作成)

(参考) 個人県民税配当割の算定額 (推定基準税額) と実績の推移 (全国ベース)

個人県民税配当割の収入額は、減収補てん債の対象税目である法人二税や利子割などに比べても年度によって大きな開きがある。

(単位: 百万円、%)

区分		H17	H18	H19	H20
交付税算定	基準税額	32,126	17,722	29,574	33,602
	標準税収入額 / 0.75	42,835	23,630	39,432	44,802
実績		28,802	45,492	53,175	21,394
差引 (-)		14,033	21,862	13,743	23,408
実績の標準税収入額に対する割合 /		67.2	192.5	134.9	47.8

実績 については、H19までは決算、H20は平成21年度普通交付税算定に用いる基礎数値確認資料をもとに試算した額。

交付税算定数値については、総務省自治財政局「地方交付税等関係計数資料」より転記。

(H21.6 全国知事会作成)

図表9 平成20年度国税の減収に伴う地方交付税の精算見込額

平成20年度における地方交付税原資となっている法定5税は軒並み大幅な減収となっているが、現下の厳しい地方財政を踏まえて精算にあたっては後年度への繰り延べなど適切な措置が必要。

(単位; 億円)

税目	減収見込額	法定率	影響額
所得税	5,379	32.0%	1,721
法人税	11,483	34.0%	3,904
消費税	2,851	29.5%	841
酒税	66	32.0%	21
たばこ税	431	25.0%	108
合計	20,210		6,595

(H21.7 全国知事会作成)

図表10 交付税措置のない地方単独事業の主なもの

乳幼児医療費助成など国民のニーズを踏まえて全国的に広く実施され、定着している取組みでも、未だ交付税措置されていないものが多い。

事業名	19年度決算額(億円)			実施都道府県数
	都道府県	市町村	合計	
乳幼児医療費補助金	666	762	1,428	47
ひとり親家庭医療費補助金	262	280	542	47
障害者医療費補助金	1,199	1,116	2,315	47
私立高等学校生徒授業料軽減費補助	289	-	289	46
県単警察官職員給与費	357	-	357	40
合計	2,773	2,158	4,931	

市町村の決算額は、都道府県との負担割合により推計

(H20.11 全国知事会作成)

図表11 給料月額比較表（地方財政計画と基準財政需要額の比較(平成20年度)）

小、中、高等学校教職員、警察官の給料の基準財政需要額算出単価は、国家公務員準拠により積算することとされている地方財政計画の単価と比べて大きく乖離しており、結果として、基準財政需要額に教職員等の給料が適切に積み上げられていない。

区 分	地方財政計画 (A)	基準財政需要額 (B)	差引(千円) (C) - (B) - (A)	職員数(千人) (D)	乖離額(億円) (C) × (D) × (12ヶ月 + 4.47ヶ月)	乖離率(%) (B)/(A) - 1
小学校・中学校 教 職 員	382	362	20	703	1,687	5.2%
高等学校教職員	374	343	31	274	1,019	8.3%
警 察 官	338	301	37	273	1,212	10.9%

4.47ヶ月:期末・勤勉手当分

(H21.7 全国知事会作成)

図表12 制度創設・改正に伴う地方の負担増の事例

新たな制度創設や制度改正に伴い、国から地方への負担転嫁や一方的な地方負担の義務付けが発生。

項 目	事 業 名 等	負担増の内容
1 本来国が担うべき負担を地方に転嫁したもの	肝炎治療特別促進事業	都道府県負担 1/2
	病床転換助成事業交付金	都道府県負担 5/27
	石綿健康被害拠出金事業	都道府県負担 1/4
	抗インフルエンザウィルス薬備蓄経費	都道府県負担1/2、都道府県超過負担
2 国の一方的な都合により地方の負担割合を変更したもの	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	都道府県負担 1/4 3/4
	病児・病後児保育事業	地方負担 1/2 2/3
	地域子育て支援拠点事業	地方負担 1/2 2/3
	自立支援医療費	地方負担 1/4 1/2
	特定健康診査等負担金	地方負担 0 2/3
	心身障害者扶養共済制度	地方負担 0 1/2
	放課後子どもプラン推進事業	地方負担 0 2/3
	スクールカウンセラー活用事業	県負担 1/2 2/3
	学校支援地域本部事業	地方負担 0 2/3
	地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業	地方負担 0 2/3
	スクールソーシャルワーカー活用事業	地方負担 0 2/3
家庭教育支援基盤形成事業	地方負担 0 2/3	
3 国が制度どおりの負担を行っていないもの	特定疾患治療研究事業	都道府県超過負担
	小児慢性特定疾患治療研究事業	都道府県超過負担
	生活保護費等負担金	都道府県超過負担
	地域生活支援事業	都道府県超過負担
	特別支援就学奨励費補助事業	都道府県超過負担

詳細は参考資料2のとおり

(H21.7 全国知事会作成)

図表13 国庫補助負担金の一般財源化における課題事例

国庫補助負担金の見直しについては、総件数の縮減ではなく国負担割合の引き下げ等の見直しを実施され、本来の目的である地方の主体的な財政運営につながらず単に地方の負担増になっているケースが多い。

事業名	事業概要	課題
義務教育国庫負担金 (文部科学省)	市町村立学校の教職員給与費を都道府県の負担とした上で、国が都道府県の実支出額の原則1/3を負担。 【義務教育費国庫負担法】	国負担割合：1/2 1/3
児童扶養手当給付費負担金 (厚生労働省)	父母が離婚するなどして父親の養育を受けられない母子家庭などの児童のために支給。 支給額の1/3を国が、2/3を地方(都道府県または市)が負担。 【児童扶養手当法】	国負担割合：3/4 1/3
児童手当国庫負担金 (厚生労働省)	次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資するため、小学校修了前の児童を養育する者に支給。 【義務教育費国庫負担法】	国負担割合：2/3 1/3

(H21.6 全国知事会作成)

図表14 複数年度事業のための基金

平成20年度、平成21年度補正予算における国の経済対策により、地方において複数年度にまたがる事業のための基金が造成されたが、そうした事業のための新たな毎年度の地方負担は1,300億円を超える見込みである。

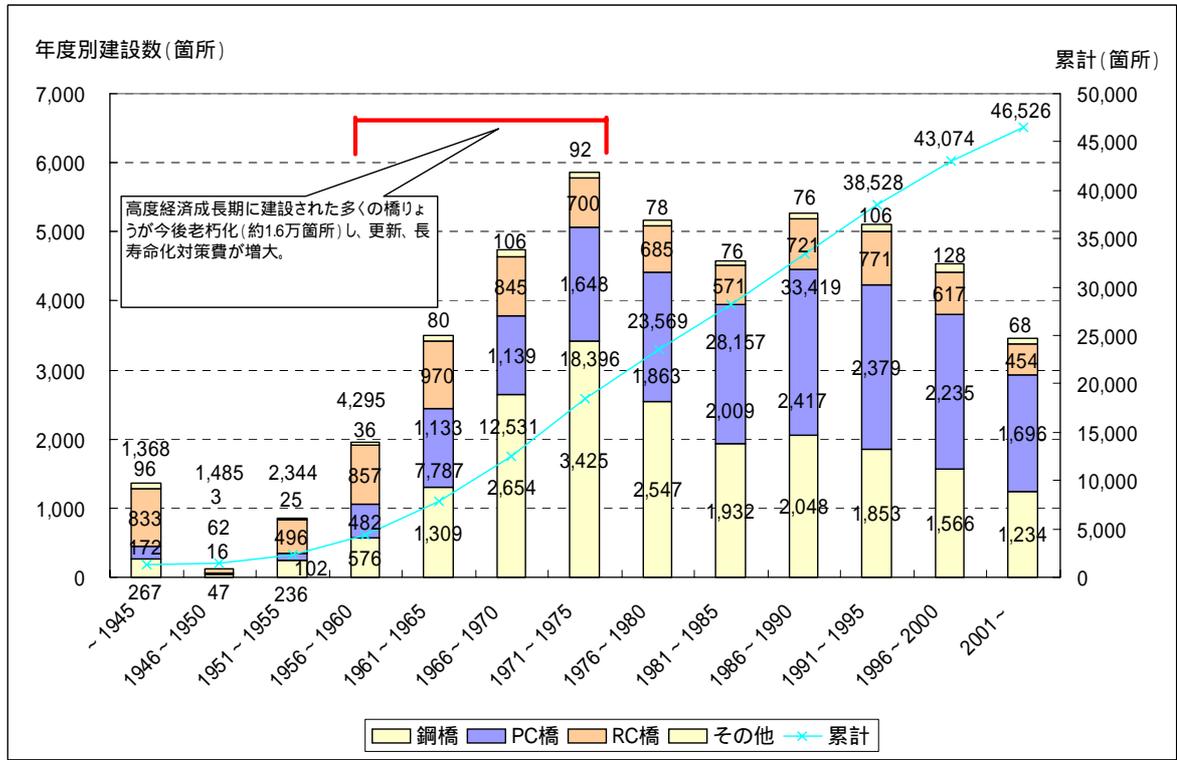
名称	期間(年)	基金造成額(億円)	地方負担見込み(億円/年)	備考
障害者自立支援対策臨時特例基金 (H20補正)	3	650	108	事業費の半分程度に地方負担が1/2発生
安心こども基金 (H20補正)	2	1,000	500	標準的な負担割合が国1/2、地方1/2であり、国庫と同額の地方負担が毎年発生
(H21補正)	2~3	1,500	500	
地方消費者行政活性化基金(H21補正)	3	110	37	"集中育成・強化期間"の後半において、相当程度の地方負担を求められる可能性あり
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金 (H21補正)	3	1,062	177	標準的な負担割合が国1/2、地方1/4であり、国庫の半分程度の地方負担が毎年発生
医療施設の耐震化のための基金 (H21補正)	2	1,222	0	事業者負担(1/2)の軽減を図る場合に地方負担が発生
地域医療再生基金 (H21補正)	5	3,100	0	基金事業終了後の事業継続が事実上求められており、毎年600億円程度の地方負担が発生
その他の基金	-	19,469	0	地方負担なし 〔H20補正分5,145億円〕 〔H21補正分14,324億円〕
合計	-	28,113	1,322	-

一部事業については平成26年度まで

(H21.7 全国知事会作成)

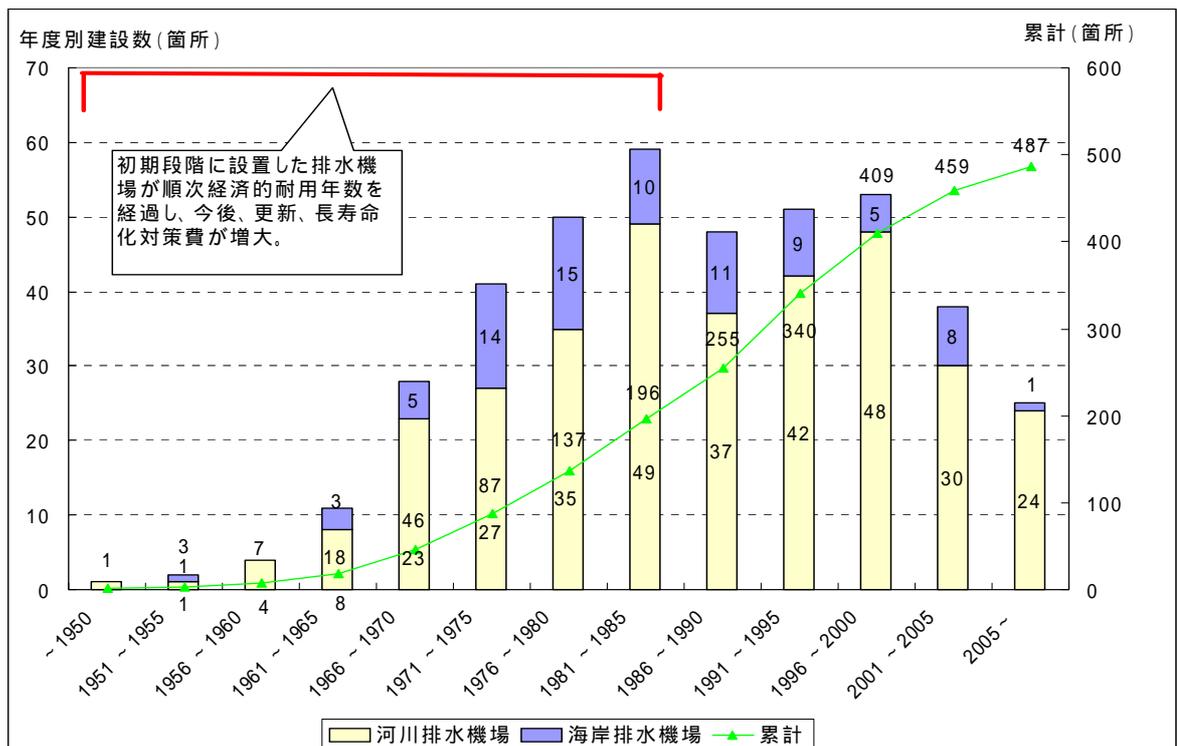
図表15 橋りょう建設数の推移

橋りょう、排水機場とも、その建設累計数は増加するとともに老朽化が進んでおり、今後これらの長寿命化や更新等のための経費が増大。



(H20.11 全国知事会作成)

図表16 排水機場建設数の推移



(H20.11 全国知事会作成)

図表17 三位一体改革期間中の一般財源の増減

三位一体改革期間中に地方税が2.7兆円増加したが、地方交付税2.1兆円、さらに臨時財政対策債3.0兆が削減されるなど地方一般財源総額は、実質的に2.8兆円の減となっている。

(単位:兆円)

	H15	H18	増減額	備 考
地方交付税等	23.9	18.8	5.1	
地方交付税	18.0	15.9	2.1	
臨時財政対策債	5.9	2.9	3.0	
地方税	32.2	34.9	2.7	
その他	2.4	5.0	2.6	
税源移譲等	0.1	3.1	3.0	
地方一般財源	58.4	55.6	2.8	

その他:地方譲与税、地方特例交付金等、減税補てん債
 税源移譲等:税源移譲関係歳入及び児童手当特例交付金
 端数処理あり。

図表18 国と地方の歳入歳出の推移

社会保障関係経費等の義務的経費が増加するなか、平成21年度歳入歳出総額の対平成16年度の伸び率は、地方では2.5%マイナスとなっている一方、国は7.8%伸びている。

また、平成21年度一般歳出においても対16年度の伸び率は、地方が2.8%のマイナスになっている一方、国は7.7%伸びている。

【地方の状況（地方財政計画ベース）】

(単位:兆円、%)

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H21-H16		H20-H16		
							増減額 (兆円)	伸率 (%)	増減額 (兆円)	伸率 (%)	
歳入歳出総額	84.7	83.8	83.2	83.1	83.4	82.6	2.1	2.5%	1.3	1.5%	
歳入	地方債	14.1	12.3	10.8	9.7	9.6	11.8	2.3	16.3%	4.5	31.9%
	地方債を除く歳入	70.6	71.5	72.4	73.4	73.8	70.8	+0.2	+0.3%	+3.2	+4.5%
	うち地方税+地方交付税	49.2	50.2	50.8	52.6	52.9	49.0	0.2	0.4%	+3.7	+7.5%
歳出	公債費	13.7	13.4	13.3	13.1	13.4	13.3	0.4	2.9%	0.3	2.2%
	公債費を除く歳出	71.0	70.4	69.9	70.0	70.0	69.3	1.7	2.4%	1.0	1.4%
	うち地方一般歳出	68.1	67.3	66.5	65.7	65.8	66.2	1.9	2.8%	2.3	3.4%

地方税+地方交付税・・・地方税は税源移譲影響分を除く。

地方一般歳出・・・歳出総額から公債費と企業債償還費普通会計負担分、水準超経費を除いたもの。

【国の状況（当初予算ベース）】

(単位:兆円、%)

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H21-H16		H20-H16		
							増減額 (兆円)	伸率 (%)	増減額 (兆円)	伸率 (%)	
歳入歳出総額	82.1	82.2	79.7	82.9	83.1	88.5	+6.4	+7.8%	+1.0	+1.2%	
歳入	国債（公債金）	36.6	34.4	30.0	25.4	25.3	33.3	3.3	9.0%	11.3	30.9%
	国債を除く歳入	45.5	47.8	49.7	57.5	57.8	55.2	+9.7	+21.3%	+12.3	+27.0%
	うち国税	41.7	44.0	45.9	53.5	53.6	46.1	+4.4	+10.6%	+11.9	+28.5%
歳出	国債費	17.6	18.4	18.8	21.0	20.2	20.2	+2.6	+14.8%	+2.6	+14.8%
	国債費を除く歳出	64.5	63.8	60.9	61.9	62.9	68.3	+3.8	+5.9%	1.6	2.5%
	うち国一般歳出	48.0	47.7	46.4	47.0	47.3	51.7	+3.7	+7.7%	0.7	1.5%

国一般歳出・・・歳出総額から国債費、地方交付税交付金、地方特例交付金を除いたもの。

(H21.7 全国知事会作成)

図表19 国関連経費の推移（地方財政計画）

国関連経費と地方単独経費を比較した場合、国関連経費が4.1%伸びているのに対し、地方単独経費は逆に4.1%削減されており、国関連事業が地方単独事業を圧迫している。

(単位:億円)

	平成15年度		平成21年度		増減 (21-15)
	金額	割合(%)	金額	割合(%)	
給与関係経費	234,383	100.0	221,271	100.0	13,112
国関連給与費	94,565	40.3	93,844	42.4	721
義務教育職員	67,311	28.7	66,453	30.0	858
警察職員	27,254	11.6	27,391	12.4	137
一般職員、消防職員等	139,131	59.4	127,427	57.6	11,704
一般行政経費	210,263	100.0	272,608	100.0	62,345
国庫補助関連経費	99,768	47.4	146,136	53.6	46,368
国庫補助負担金を伴うもの	98,414	46.8	122,887	45.1	24,473
一般財源化分	1,354	0.6	23,249	8.5	21,895
国庫補助負担金を伴わないもの(一般財源化分を除く)	110,495	52.6	126,472	46.4	15,977
一体的乖離是正分による影響を除く	110,495	-	106,972	-	3,523
公債費	137,673		132,955		4,718
維持補修費	10,068		9,678		390
投資的経費	232,868	100.0	140,617	100.0	92,251
国庫補助関連経費	84,068	36.1	61,020	43.4	23,048
投資補助(国直轄負担金を含む)	84,068	36.1	59,809	42.5	24,259
投資単独(一般財源化分)	0	0.0	1,211	0.9	1,211
投資単独(一般財源化分を除く)	148,800	63.9	79,597	56.6	69,203
公営企業繰出金	32,052		26,628		5,424
不交付団体水準超経費	4,800		12,800		8,000
地方再生対策費、地域雇用創出推進費	-		9,000		皆増
計	862,107	100.0	825,557	100.0	36,550
国関連経費(の計)	278,401	32.3	301,000	36.5	22,599
地方単独経費	583,706	67.7	524,557	63.5	59,149
補助率カットによる地方負担増分を除く	583,706	-	512,909	-	70,797

義務教育費国庫負担金、児童手当国庫負担金、児童扶養手当給付費国庫負担金

(H21.7 全国知事会作成)

図表20 給与削減等の実施状況

都道府県では、多くの団体で給与カット等、歳出削減に取り組んでいる。

種類	団体数	カット率	実施(予定)期間	削減(見込)
給料	38	10%～1.0%	H11～23	1兆4,718億円
管理職手当	40	25%～1.5%	H10～23	
期末・勤勉手当	15	30%～2.0%	H10～23	

団体数は、上記実施(予定)期間において実施した団体を計上。

(H21.6 全国知事会作成)

(参考) ラスパイレス指数の推移

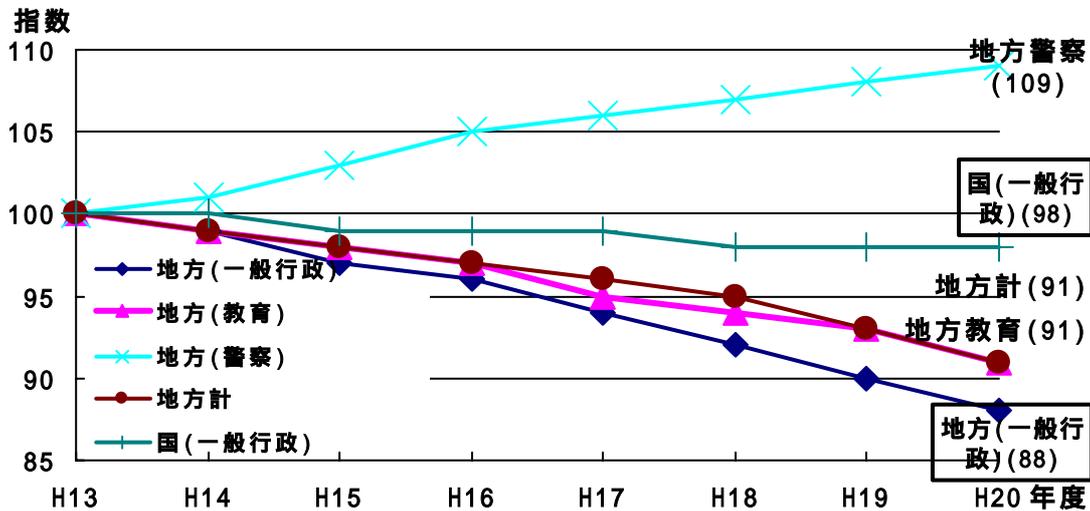
近年の地方公共団体職員の給与水準は、国の職員の給与水準を下回っている。

	平成13年	平成20年
全地方公共団体平均	100.5	98.7

(H21.4「地方公務員給与実態調査」より)

(参考) 国と地方の公務員数の推移

地方では警察職員が増加しているにもかかわらず、全体として、国を上回る規模で一般行政職員を抑制。



(国・地方一般行政職員の比較)

	H13	H20	H20 - H13	H13～H20増加率
国	530,120人	520,152人	9,968人	1.9%
地方	1,113,587人	976,014人	137,573人	12.4%

国家公務員については平成12年度末現在、地方公務員については平成13年4月1日現在の人数を100とした場合の指数。

国家公務員：総務省行政管理局「機構・定員等の審査結果」

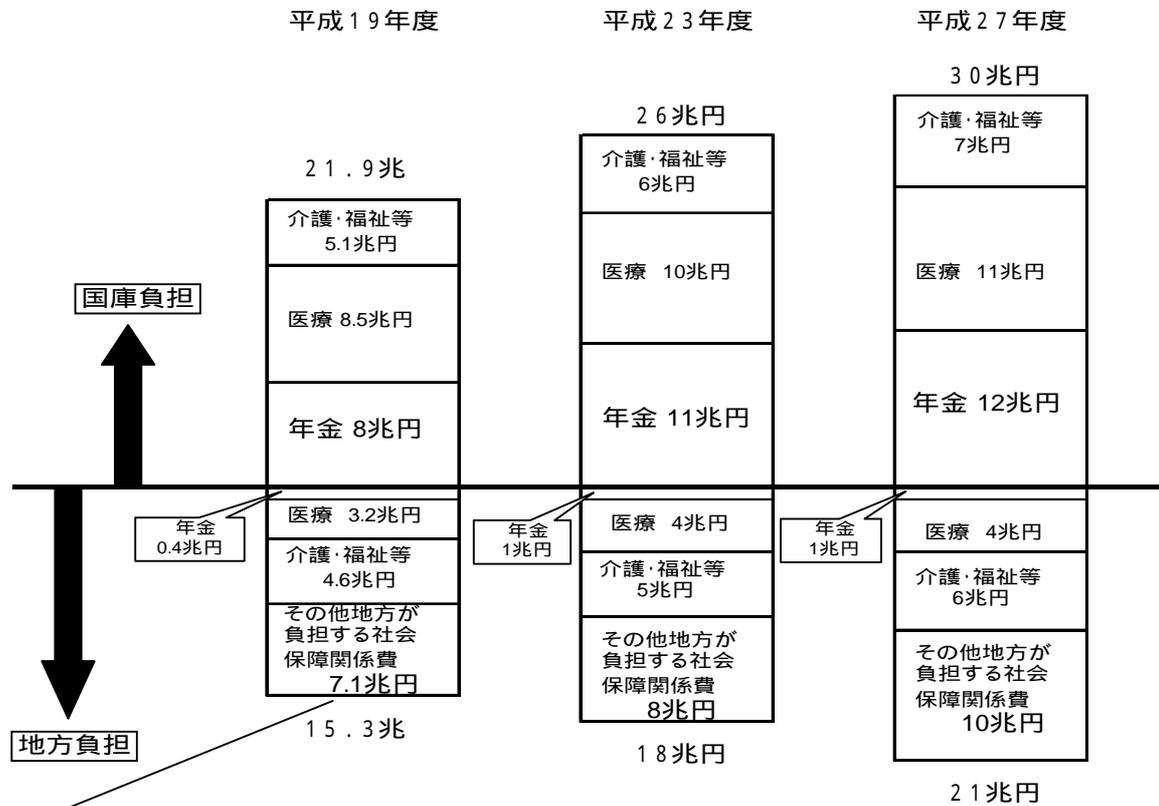
地方公務員：総務省自治行政局「地方公共団体定員管理調査結果」

国(一般行政) 地方計は独立行政法人化による減員を除いて指数化

(H21.6 全国知事会作成)

図表21 社会保障関係費の将来推計

地方は、国民健康保険や介護保険など、国と地方の応分の負担により運営する社会保障制度のほかに、保育所等の社会福祉施設の運営やケースワーカー等の配置、救急医療体制の確保など、地方の負担により、地域に密着したきめ細かな住民サービスを幅広く提供しており、その負担は今後も増加。



(H20.12 総務省推計「経済財政諮問会議 鳩山議員提出資料」より)

図表22 所得税法等の一部を改正する法律（平成21年3月31日公布）

附則

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第百四条 政府は、～（中略）から、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を講演させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。～

（中略）

3 三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

（中略）

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

図表23 歳出に占める税の割合

国税・赤字国債合計額の歳出に占める割合は、赤字国債の発行以前から大きく変わらないものの、国税収入が占める割合は、平成2年度以降著しく低下している。

(単位:兆円、%)

区分		S49	S50	H2	H19	H21(予算)
国	国税(a)	15.8	14.5	62.8	52.7	47.8
	赤字国債	0.0	2.1	1.0	19.3	29.2
	計(b)	15.8	16.6	63.7	72.0	77.0
	国歳出(c)	19.1	20.9	69.3	81.8	88.5
	税シェア(a)/(c)	82.5	69.5	90.6	64.3	54.0
	計シェア(b)/(c)	82.5	79.5	92.0	88.0	87.0
地方	地方税(a)'	8.2	8.2	33.5	40.3	36.8
	地方交付税	4.2	4.5	14.3	15.2	15.8
	臨財債	0.0	0.0	0.0	2.3	5.1
	合計(b)'	12.4	12.6	47.8	57.8	57.7
	地方歳出(c)'	22.9	25.7	78.5	89.1	82.6
	税シェア(a)'/(c)'	36.0	31.8	42.6	45.2	44.5
	計シェア(b)'/(c)'	54.3	49.2	60.9	64.8	69.9
税収比	国	66	64	65	57	57
	地方	34	36	35	43	43

H19までは決算ベース、H21は予算(地財)ベース

(H21.7 全国知事会作成)

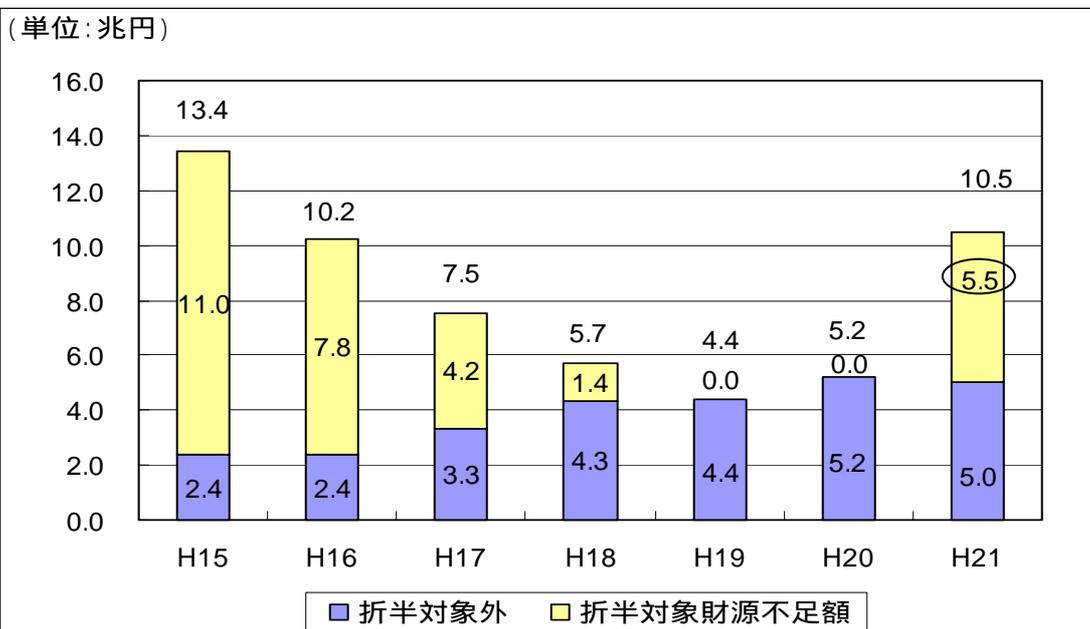
図表24 国税と地方税の課税時期等について

景気後退による地方の税収減の影響は、国に比べ遅れて表れる。

	国 税	地方税
所得課税	所得税 当年所得に課税	個人住民税所得割 前年所得に課税
法人課税	法人税 3月決算法人は前年度に 収入	法人住民税法人割 法人事業税 3月決算法人は新年度に 収入

図表25 財源不足額の推移（地方財政計画ベース）

平成 20 年度以降、地方の財源不足額は拡大傾向に転じ、平成 21 年度には 5 . 5 兆円となっているが、景気後退により財源不足額の拡大は必至。



折半対象財源不足額：地方財政計画上に財源不足が生じ、建設地方債(財源対策債)の増発や法令等に基づく加算措置を行ってもなお生じる不足額に対し、国と地方が折半して補てん。

(H21.5 全国知事会作成)

図表26 道路・河川の維持管理に係る単位あたり経費（H19年度ベース）

道路の維持管理に関し、国直轄道路の負担金にかかる地方交付税算入額は、単価ベースで負担実績額の8割弱しか措置されておらず、都道府県管理道路の維持管理費を圧迫している。

河川の維持管理に係る地方交付税算入額に至っては、国直轄河川で約3割にとどまり、都道府県管理河川では3割にも満たないなど、地方交付税算入額は全く実績を反映していない。

(千円)

		地方交付税 (A)	都道府県実績 (B)	差額 (A) - (B)	措置率 (A)/(B)
道	国直轄管理	167	216	49	77.3%
	都道府県管理	128	109	19	117.4%
河	国直轄管理	1,742	5,229	3,487	33.3%
	都道府県管理	77	278	201	27.7%

道路については、1000㎡あたり、河川については1kmあたりの金額。

都道府県実績(B)の道路・河川における国直轄の額は直轄負担金。

地方交付税については、各都道府県における区分毎の算入額の合計を区分毎の総面積または総延長で除して算出。

都道府県実績は、各都道府県の決算統計等により集計した決算額を全国都道府県管理の総面積または総延長で除して算出。

(H20.11 全国知事会作成)

図表27 国・地方の定期意見交換会 開催実績

- ・ 第1回（H19.11.7）
地方側より地方分権改革の推進、地方交付税の復元・充実について要請
- ・ 第2回（H20.1.21）
地方側より揮発油税の暫定税率維持について要請
- ・ 第3回（H20.5.21）
地方側より道路特定財源改革等について要請
- ・ 第4回（H20.11.25）
地方側より税収減収分に対する的確な財政措置など地方税財政等について要請
- ・ 第5回（H21.5.27）
地方側より地方分権改革推進委員会勧告の実現、直轄事業負担金制度の見直し、交付税の復元・充実等について要請

地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況(H15 H19) (全都道府県)

	H15		H19				H19 - H15			
	地方税	地方税 + 交付税 等	地方税	地方税 + 交付税 等	地方税 + 交付税 + 地方 再生対策費	地方税 + 交付税 + 地方 再生対策費 + 経済危機 対策交付金	地方税	地方税 + 交付税 等	[H19(地方税 + 交付 税等 + 地方再生対策 費)]	[H19(地方税 + 交付 税等 + 地方再生対策費 + 経済危機対策交付 金)]
									- [H15(地方税 + 交付 税等)]	- [H15(地方税 + 交付 税等)]
A	B	C	D	E	F	G(C-A)	H(D-B)	I(E - B)	J(F - B)	
北海道	2.10	0.83	2.18	1.04	1.03	1.01	+0.08	+0.21	+0.20	+0.18
青森県	2.42	0.84	2.42	1.03	1.02	0.99	+0.00	+0.19	+0.18	+0.15
岩手県	2.44	0.81	2.45	1.00	0.99	0.96	+0.01	+0.19	+0.18	+0.15
宮城県	1.91	1.02	2.03	1.26	1.25	1.23	+0.12	+0.24	+0.23	+0.21
秋田県	2.55	0.77	2.52	0.96	0.95	0.92	0.03	+0.19	+0.18	+0.15
山形県	2.34	0.84	2.36	1.05	1.04	1.01	+0.02	+0.21	+0.20	+0.17
福島県	2.06	0.94	2.06	1.16	1.14	1.12	+0.00	+0.22	+0.20	+0.18
茨城県	1.88	1.12	1.82	1.33	1.32	1.30	0.06	+0.21	+0.20	+0.18
栃木県	1.74	1.07	1.75	1.31	1.30	1.28	+0.01	+0.24	+0.23	+0.21
群馬県	1.90	1.07	1.86	1.30	1.29	1.27	0.04	+0.23	+0.22	+0.20
埼玉県	1.96	1.39	1.92	1.64	1.63	1.62	0.04	+0.25	+0.24	+0.23
千葉県	1.85	1.34	1.85	1.58	1.57	1.56	+0.00	+0.24	+0.23	+0.22
東京都	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	+0.00	+0.00	+0.00	+0.00
神奈川県	1.57	1.30	1.60	1.53	1.52	1.52	+0.03	+0.23	+0.22	+0.22
新潟県	2.02	0.91	2.05	1.10	1.09	1.07	+0.03	+0.19	+0.18	+0.16
富山県	1.84	0.86	1.85	1.10	1.09	1.07	+0.01	+0.24	+0.23	+0.21
石川県	1.81	0.86	1.80	1.05	1.04	1.02	0.01	+0.19	+0.18	+0.16
福井県	1.67	0.77	1.72	0.98	0.97	0.94	+0.05	+0.21	+0.20	+0.17
山梨県	1.91	0.80	1.89	1.00	0.99	0.96	0.02	+0.20	+0.19	+0.16
長野県	1.95	0.90	1.96	1.10	1.09	1.06	+0.01	+0.20	+0.19	+0.16
岐阜県	1.94	1.01	1.92	1.23	1.22	1.20	0.02	+0.22	+0.21	+0.19
静岡県	1.61	1.15	1.63	1.35	1.34	1.33	+0.02	+0.20	+0.19	+0.18
愛知県	1.38	1.17	1.38	1.32	1.31	1.31	+0.00	+0.15	+0.14	+0.14
三重県	1.82	1.01	1.80	1.24	1.23	1.20	0.02	+0.23	+0.22	+0.19
滋賀県	1.82	0.97	1.76	1.21	1.20	1.18	0.06	+0.24	+0.23	+0.21
京都府	1.89	1.06	1.84	1.29	1.28	1.27	0.05	+0.23	+0.22	+0.21
大阪府	1.58	1.18	1.63	1.40	1.39	1.39	+0.05	+0.22	+0.21	+0.21
兵庫県	1.84	1.08	1.84	1.33	1.32	1.31	+0.00	+0.25	+0.24	+0.23
奈良県	2.27	1.02	2.26	1.27	1.26	1.24	0.01	+0.25	+0.24	+0.22
和歌山県	2.26	0.85	2.31	1.07	1.06	1.03	+0.05	+0.22	+0.21	+0.18
鳥取県	2.29	0.71	2.40	0.90	0.88	0.85	+0.11	+0.19	+0.17	+0.14
島根県	2.33	0.64	2.39	0.79	0.78	0.75	+0.06	+0.15	+0.14	+0.11
岡山県	1.96	0.95	1.93	1.19	1.18	1.16	0.03	+0.24	+0.23	+0.21
広島県	1.83	1.02	1.81	1.24	1.23	1.21	0.02	+0.22	+0.21	+0.19
山口県	2.04	0.93	1.96	1.13	1.12	1.09	0.08	+0.20	+0.19	+0.16
徳島県	1.98	0.78	2.14	0.96	0.95	0.92	+0.16	+0.18	+0.17	+0.14
香川県	1.98	0.94	1.99	1.17	1.15	1.13	+0.01	+0.23	+0.21	+0.19
愛媛県	2.30	0.94	2.19	1.14	1.13	1.10	0.11	+0.20	+0.19	+0.16
高知県	2.50	0.71	2.53	0.89	0.87	0.84	+0.03	+0.18	+0.16	+0.13
福岡県	1.99	1.13	2.00	1.36	1.35	1.34	+0.01	+0.23	+0.22	+0.21
佐賀県	2.32	0.84	2.33	1.06	1.04	1.01	+0.01	+0.22	+0.20	+0.17
長崎県	2.66	0.88	2.64	1.08	1.07	1.04	0.02	+0.20	+0.19	+0.16
熊本県	2.49	0.94	2.42	1.17	1.16	1.13	0.07	+0.23	+0.22	+0.19
大分県	2.26	0.86	2.21	1.08	1.06	1.04	0.05	+0.22	+0.20	+0.18
宮崎県	2.61	0.86	2.53	1.07	1.05	1.02	0.08	+0.21	+0.19	+0.16
鹿児島県	2.60	0.85	2.56	1.04	1.03	1.01	0.04	+0.19	+0.18	+0.16
沖縄県	2.90	1.01	2.86	1.24	1.23	1.20	0.04	+0.23	+0.22	+0.19
計	1.73	1.03	1.73	1.22	1.21	1.19	+0.00	+0.19	+0.18	+0.16
(東京都除き)	1.88	1.03	1.88	1.25	1.24	1.22	+0.00	+0.22	+0.21	+0.19

1人あたり地方税収額の最も多かった団体を基準として、都道府県の財政性格差を試算

決算ベースで試算

上記数値は、都道府県ごとの人口1人あたりの税収、税収 + 地方交付税の「東京都 / 各都道府県」の数値である

(数値が大きいほど東京都との1人あたり税収等の格差が大きい。例: 2.10であれば東京都の1人あたり税収等が当該道府県の2.10倍であることを示す)

税収には、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を含む。地方交付税には、臨時財政対策債を含む

E欄の地方再生対策費は、H20年度地方財政対策により創設された費目であるが、当該対策による格差是正機能の有効性を検証するため、H19年度の地方交付税に含めて試算

C欄のH19地方税には、H22年度以降平年度化される法人事業税の見直しによる影響額を含めて試算

F欄の交付金は、H21年度補正予算案に計上されている「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」のことである。

国による都道府県への一方的な負担転嫁等の事例

1 本来国が担うべき負担を地方に転嫁したものの

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容
肝炎治療特別促進事業 (厚生労働省)	B型C型慢性肝炎のインターフェロン治療にかかる治療費に対する公費助成	<ul style="list-style-type: none"> 薬害被害者の救済を図ることをきっかけに創設された肝炎総合対策事業については、これまでの経緯を踏まえ、全額国の負担とするよう、全国知事会からも申入れを行ったにもかかわらず、都道府県の負担が1/2に。 <p>【平成20年度～】 【要綱によるもの(肝炎治療特別促進事業実施要項)】</p>
病床転換助成事業交付金 (厚生労働省)	医療保険適用の療養病床等を老人保健施設等に転換する費用を助成	<ul style="list-style-type: none"> 新規事業として、負担割合が国10/27、医療保険者12/27、都道府県5/27の事業が創設され、都道府県の負担が新たに発生。 <p>【平成20年度～】 【政令によるもの(前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令)】</p>
石綿健康被害拠出金事業 (環境省)	アスベストによる健康被害者を救済するために創設された石綿健康被害救済基金への拠出	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害の救済は原因者である事業者負担が基本であり、また、今回の事態が国の対応の遅れにより生じたものであることから、被害者救済のための公費負担については、国の責任で対応すべき。 <p>【平成19年度～】 【法制定に伴う環境省の要請によるもの】</p>
抗インフルエンザウイルス薬備蓄経費 (厚生労働省)	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を国民の45%分まで引き上げることを目標としたタミフルの追加備蓄	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ対策は従来の感染症とは異なり、国家的な危機管理の問題であるにも関わらず、厚生労働省は備蓄量の根拠を十分示さず、都道府県にも追加備蓄を求めていることから、全国知事会からは、本来国で必要量すべてを確保すべき旨を申し入れている。 <p>【平成21年度新規】 【通知によるもの(H21.1.16付)】</p>

2 国の一方的な都合により地方の負担割合を変更したもの

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容					
後期高齢者医療保険 基盤安定負担金 (厚生労働省)	低所得者等に対する後期高 齢者医療保険料軽減に対す る県費負担	・後期高齢者医療制度の保険料も、国保と同じ負担 率とされた。 (参考：国保の状況) 国の負担分(1/2)が都道府県の負担とさ れ、負担が増加。 (都道府県負担割合：1/4 3/4) 【平成20年度～】 【法律によるもの(高齢者の医療の確保に関する法 律)】					
病児・病後児保育事 業 (厚生労働省)	保育所等で病児・病後児を 保育できるよう看護師等を 加配する経費等を補助	・病児対応型・病後児対応型保育事業が、国からの一 方的な通知により、次世代育成支援対策交付金(ソ フト交付金：国・市町村各1/2)から補助金化 (国・県・市町村各1/3)され、1/3の都道府 県負担が新たに発生。 【平成20年度～】 【通知によるもの(H19.12.21付)】 ソフト交付金 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 50px;">国(1/2)</td><td style="width: 50px;">市町村(1/2)</td></tr></table> 補助金化 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 50px;">国(1/3)</td><td style="width: 50px;">都道府県(1/3)</td><td style="width: 50px;">市町村(1/3)</td></tr></table>	国(1/2)	市町村(1/2)	国(1/3)	都道府県(1/3)	市町村(1/3)
国(1/2)	市町村(1/2)						
国(1/3)	都道府県(1/3)	市町村(1/3)					
地域子育て支援拠点 事業(ひろば型) (厚生労働省)	常設のひろばを開設し、子 育て親子の交流の場の提供 等を行う地域子育て支援拠 点事業(ひろば型)を開設す る市町村への補助金交付	・市町村の特性や創意工夫を図りながら実施されてい た「つどいの広場事業」が、次世代育成支援対策交 付金(ソフト交付金：国・市町村各1/2)から補 助金化(国・都道府県・市町村各1/3)され、1 /3の都道府県負担が新たに発生。 【平成19年度～】 【要綱によるもの(児童環境づくり基盤整備事業費 補助金交付要綱)】 ソフト交付金 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 50px;">国(1/2)</td><td style="width: 50px;">市町村(1/2)</td></tr></table> 補助金化 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 50px;">国(1/3)</td><td style="width: 50px;">都道府県(1/3)</td><td style="width: 50px;">市町村(1/3)</td></tr></table>	国(1/2)	市町村(1/2)	国(1/3)	都道府県(1/3)	市町村(1/3)
国(1/2)	市町村(1/2)						
国(1/3)	都道府県(1/3)	市町村(1/3)					

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容							
自立支援医療費 (厚生労働省)	身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者更生相談所で医療が必要と認められた者に対する障害の除去・軽減に係る医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 従来、生活保護の医療扶助(市分, 国: 市 = 3:1 町村分, 国: 都道府県 = 3:1)による対応が認められていた生活保護世帯に対する人工透析医療について、全国知事会より見直し撤回の申し入れを行ったにも関わらず、障害者自立支援医療 (更生医療)(国: 都道府県: 市町村 = 2:1:1)により対応。 <p>【平成19年度～】 【事務連絡によるもの (H18.12.26付)】</p> <p>生活保護 (市部医療扶助) <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>国(3/4)</td><td>市(1/4)</td></tr></table></p> <p>生活保護 (郡部医療扶助) <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>国(3/4)</td><td>都道府県(1/4)</td></tr></table></p> <p>更生医療 <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>国(1/2)</td><td>都道府県(1/4)</td><td>市町村(1/4)</td></tr></table></p>	国(3/4)	市(1/4)	国(3/4)	都道府県(1/4)	国(1/2)	都道府県(1/4)	市町村(1/4)
国(3/4)	市(1/4)								
国(3/4)	都道府県(1/4)								
国(1/2)	都道府県(1/4)	市町村(1/4)							
特定健康診査等負担金 (厚生労働省)	市町村が国民健康保険事業者として、40歳以上の被保険者を対象に実施する特定健診等に対する負担	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診及び特定保健指導は、保険者が自己負担で実施するルールでありながら、市町村国民健康保険事業者についてのみ公的負担制度を設け、都道府県にも負担を転嫁。 <p>国: 都道府県: 市町村 = 1 : 1 : 1</p> <p>【平成20年度～】 【法律によるもの (国民健康保険法)】</p>							
心身障害者扶養共済制度 (厚生労働省)	障害者の保護者が掛金を納入し、保護者の死亡等の場合に障害者に終身年金を支給する任意加入の相互扶助制度 (全国一律)	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の死亡率の改善、運用利回りの低下等により、積立不足が生じ、国は、国と地方自治体 1 / 2 ずつの負担による公費投入を決定。(期間: 平成7年度～27年度) さらに公費投入期間の延長も決定。(平成28年度～62年度) <p>【約款付則によるもの (心身障害者扶養保険約款附則 (H15.10.1改正))】</p>							
放課後子どもプラン推進事業(放課後子ども教室型) (文部科学省)	放課後や週末等に小学校施設や地域の社会教育施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点となる「放課後子ども教室」を開設	<ul style="list-style-type: none"> ～ の3ヶ年限定で国庫 10 / 10 による委託事業「子どもの居場所づくり推進事業」を実施していたが、期間終了にあたり、19年度から、国庫 1 / 3 補助、1 / 3 都道府県負担という仕組みにより事実上存続することとなった。 <p>【平成19年度～】 【事業変更によるもの (委託(10/10) 補助(1/3))】</p> <p>～ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>国 (10/10)</td></tr></table></p> <p>～ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>国(1/3)</td><td>都道府県(1/3)</td><td>市町村(1/3)</td></tr></table></p>	国 (10/10)	国(1/3)	都道府県(1/3)	市町村(1/3)			
国 (10/10)									
国(1/3)	都道府県(1/3)	市町村(1/3)							

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容				
スクールカウンセラー活用事業 (文部科学省)	都道府県内の全公立中学校及び拠点小学校に「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置	・平成19年度までは、補助率が国1/2、都道府県1/2であったものが、事前の説明なく国1/3、都道府県2/3負担となった。 【平成20年度～】 【要綱によるもの(補助率引き下げ)】 ~ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="padding: 2px 10px;">国(1/2)</td><td style="padding: 2px 10px;">都道府県(1/2)</td></tr></table> ~ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="padding: 2px 10px;">国(1/3)</td><td style="padding: 2px 10px;">都道府県(2/3)</td></tr></table>	国(1/2)	都道府県(1/2)	国(1/3)	都道府県(2/3)
	国(1/2)	都道府県(1/2)				
	国(1/3)	都道府県(2/3)				
都道府県内の公立小学校に「子どもと親の相談員」、「生活指導推進協力員」を配置	・平成16年度に創設以降、19年度までは、委託事業で国10/10であったものが、事前の説明なく国庫補助となり、国1/3、都道府県2/3となった。 【平成20年度～】 【事業変更によるもの(委託(10/10) 補助(1/3))】 ~ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="padding: 2px 10px;">国(10/10)</td></tr></table> ~ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="padding: 2px 10px;">国(1/3)</td><td style="padding: 2px 10px;">都道府県(2/3)</td></tr></table>	国(10/10)	国(1/3)	都道府県(2/3)		
国(10/10)						
国(1/3)	都道府県(2/3)					
24時間体制で電話による、いじめ相談を実施	・平成18年度の事業創設時には、国庫補助10/10の補助事業であったが、平成19年度より国庫補助1/3事業となった。 【平成19年度～】 【要綱変更によるもの(補助率引き下げ)】 ~ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="padding: 2px 10px;">国(10/10)</td></tr></table> ~ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="padding: 2px 10px;">国(1/3)</td><td style="padding: 2px 10px;">都道府県(2/3)</td></tr></table>	国(10/10)	国(1/3)	都道府県(2/3)		
国(10/10)						
国(1/3)	都道府県(2/3)					
学校支援地域本部事業 (文部科学省)	地域全体で学校教育を支援する体制づくりの支援	・平成20年度に委託事業で国10/10として新設されたものが、平成21年度に事前の説明なく国庫補助となり、国1/3、都道府県2/3の地方負担が発生。 21年度以降に本部を新規設置する場合のみ補助適用 【平成21年度～】 【事業変更によるもの(委託(10/10) 補助(1/3))】 ~ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="padding: 2px 10px;">国(10/10)</td></tr></table> 21~ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="padding: 2px 10px;">国(1/3)</td><td style="padding: 2px 10px;">都道府県(2/3)</td></tr></table>	国(10/10)	国(1/3)	都道府県(2/3)	
国(10/10)						
国(1/3)	都道府県(2/3)					
地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業 (文部科学省)	スクールガード・リーダーによる巡回、学校安全ボランティアの養成等への支援	・平成20年度に委託事業で国10/10として新設されたものが、平成21年度に事前の説明なく国庫補助となり、国1/3、都道府県2/3の地方負担が発生。 【平成21年度～】 【事業変更によるもの(委託(10/10) 補助(1/3))】 ~ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="padding: 2px 10px;">国(10/10)</td></tr></table> 21~ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="padding: 2px 10px;">国(1/3)</td><td style="padding: 2px 10px;">都道府県(2/3)</td></tr></table>	国(10/10)	国(1/3)	都道府県(2/3)	
国(10/10)						
国(1/3)	都道府県(2/3)					

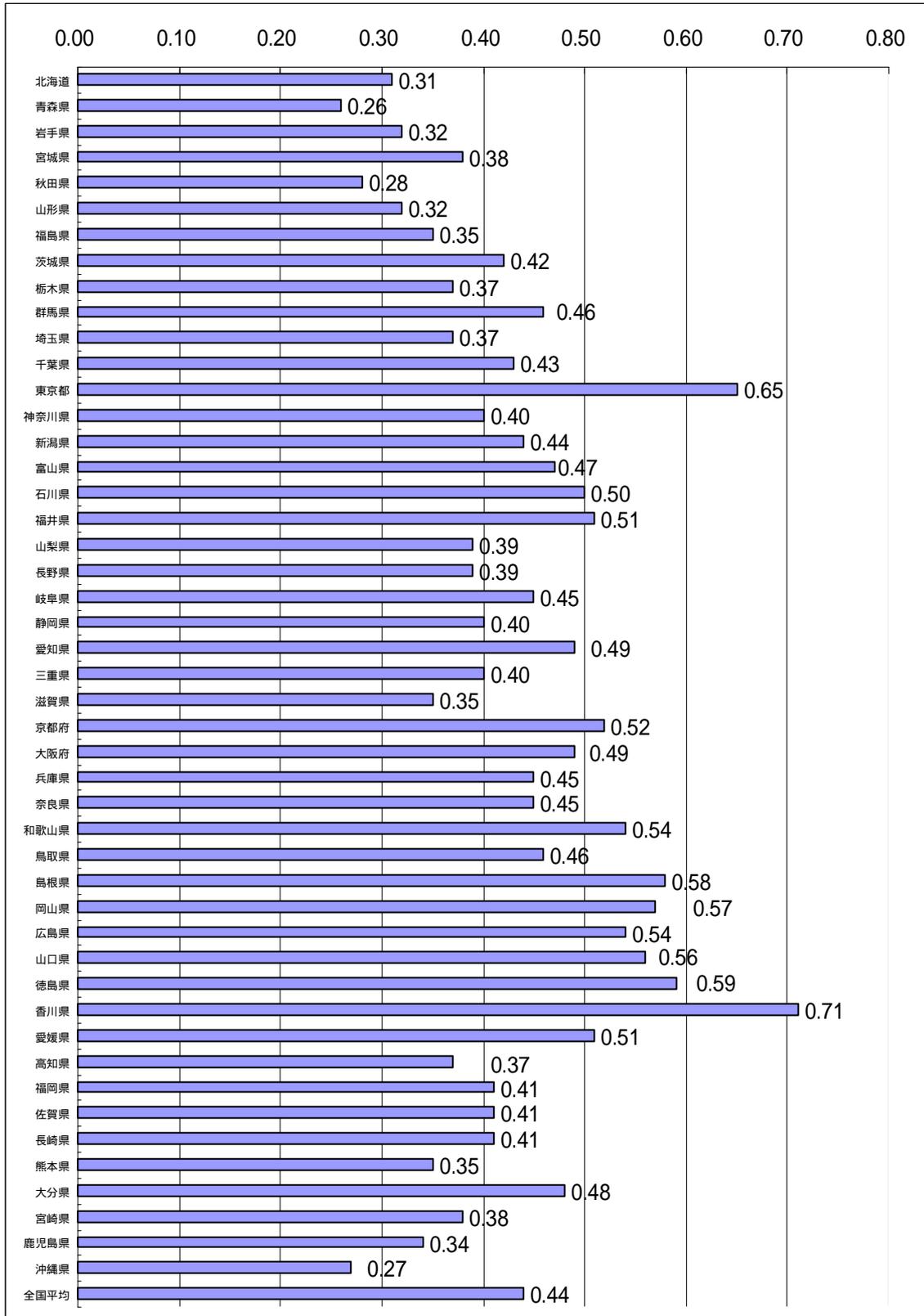
事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容			
スクールソーシャル ワーカー活用事業 (文部科学省)	学校だけでは解決困難な児童生徒の問題行動等について、教育及び社会福祉等の専門的な知識・技術を用いた教育相談体制づくりの支援	・平成20年度に委託事業で国10/10として新設されたものが、平成21年度に事前の説明なく国庫補助となり、国1/3、都道府県2/3の地方負担が発生。 【平成21年度～】 【事業変更によるもの(委託(10/10) 補助(1/3))】 ~ <table border="1" data-bbox="946 539 1382 577"> <tr> <td>国(10/10)</td> </tr> </table> 21 ~ <table border="1" data-bbox="946 607 1382 645"> <tr> <td>国(1/3)</td> <td>都道府県(2/3)</td> </tr> </table>	国(10/10)	国(1/3)	都道府県(2/3)
国(10/10)					
国(1/3)	都道府県(2/3)				
家庭教育支援基盤形成事業 (文部科学省)	地域における家庭教育支援を広く実施するための人材の養成、学習機会の提供(兵庫県は、H21は本事業を実施していない。)	・平成20年度に委託事業で国10/10として新設されたものが、平成21年度に事前の説明なく国庫補助となり、国1/3、地方2/3の負担が発生。一般財源により県と市町村にて対応することに。 【平成21年度～】 【事業変更によるもの(委託(10/10) 補助(1/3))】 ~ <table border="1" data-bbox="946 965 1382 1003"> <tr> <td>国(10/10)</td> </tr> </table> 21 ~ <table border="1" data-bbox="946 1032 1382 1070"> <tr> <td>国(1/3)</td> <td>都道府県と市町(2/3)</td> </tr> </table>	国(10/10)	国(1/3)	都道府県と市町(2/3)
国(10/10)					
国(1/3)	都道府県と市町(2/3)				

3 国が制度どおりの負担を行っていないもの

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容
特定疾患治療研究事業 (厚生労働省)	国が指定するパーキソン病等45疾患について、治療費の一部を公費助成	<ul style="list-style-type: none"> 国が制定した「特定疾患治療研究費補助金交付要綱」では、都道府県が行った治療費助成に要する経費の1/2を国が都道府県に補助することになっているが、交付実績は3割程度で、都道府県の超過負担が発生。 これまで、全国衛生部長会等からも超過負担の解消について要望しているところであるが、未だ超過負担は解消されず。 また、交付税措置されることとなっても、決算額に見合った交付税措置がなされておらず、乖離が発生。 <p>【国が負担する根拠：要綱（特定疾患治療研究事業）】</p>
小児慢性特定疾患治療研究事業 (厚生労働省)	国が指定する小児慢性特定疾患について、治療費の一部を公費助成	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法の規定においては、都道府県が行った治療費助成に対する経費の1/2以内を補助できるとされており、これまで、必要経費に対して1/2の補助金交付がなされていたが、平成19年度の交付実績は1/2に達しておらず、都道府県の超過負担が発生。国において、補助額を確実に予算措置されるよう、全国衛生部長会から国に要望中。 <p>【国が負担する根拠：法律（児童福祉法）】</p>
生活保護費等負担金 (厚生労働省)	生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援	<ul style="list-style-type: none"> 1/4の地方負担額に関して、これまで地方交付税措置について一定の改善措置が講じられているものの、個々の自治体によってはなお超過負担が発生。 <p>【国が負担する根拠：法律（生活保護法）】</p>
地域生活支援事業 (厚生労働省)	障害者の地域生活を支えるために、障害福祉に関わる人材の資質向上の為に研修事業や専門性の高い相談支援事業等を実施	<ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援法に基づき、都道府県及び市町村が実施する地域生活支援事業に要する経費の1/2を国が補助することになっているが、法の施行に合わせて人口や事業実施状況等を勘案して交付する統合補助金となったことに伴い、交付実績が1/2相当額の8割から9割程度となっており、都道府県及び市町村において超過負担が発生。 <p>【国が負担する根拠：法律（障害者自立支援法）】</p>
特別支援就学奨励費補助事業 (文部科学省)	特別支援就学奨励費の補助	<ul style="list-style-type: none"> 国の補助交付金要綱上、国は1/2の負担となっているが、実際の補助率は35%程度となっており、都道府県の超過負担が発生。 <p>【平成13年度～】平成12年度までは1/2を措置。 【法律、政令、要綱等によるもの（特別支援教育就学奨励費負担金及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱）】</p>

都道府県別有効求人倍率 (平成21年5月現在)

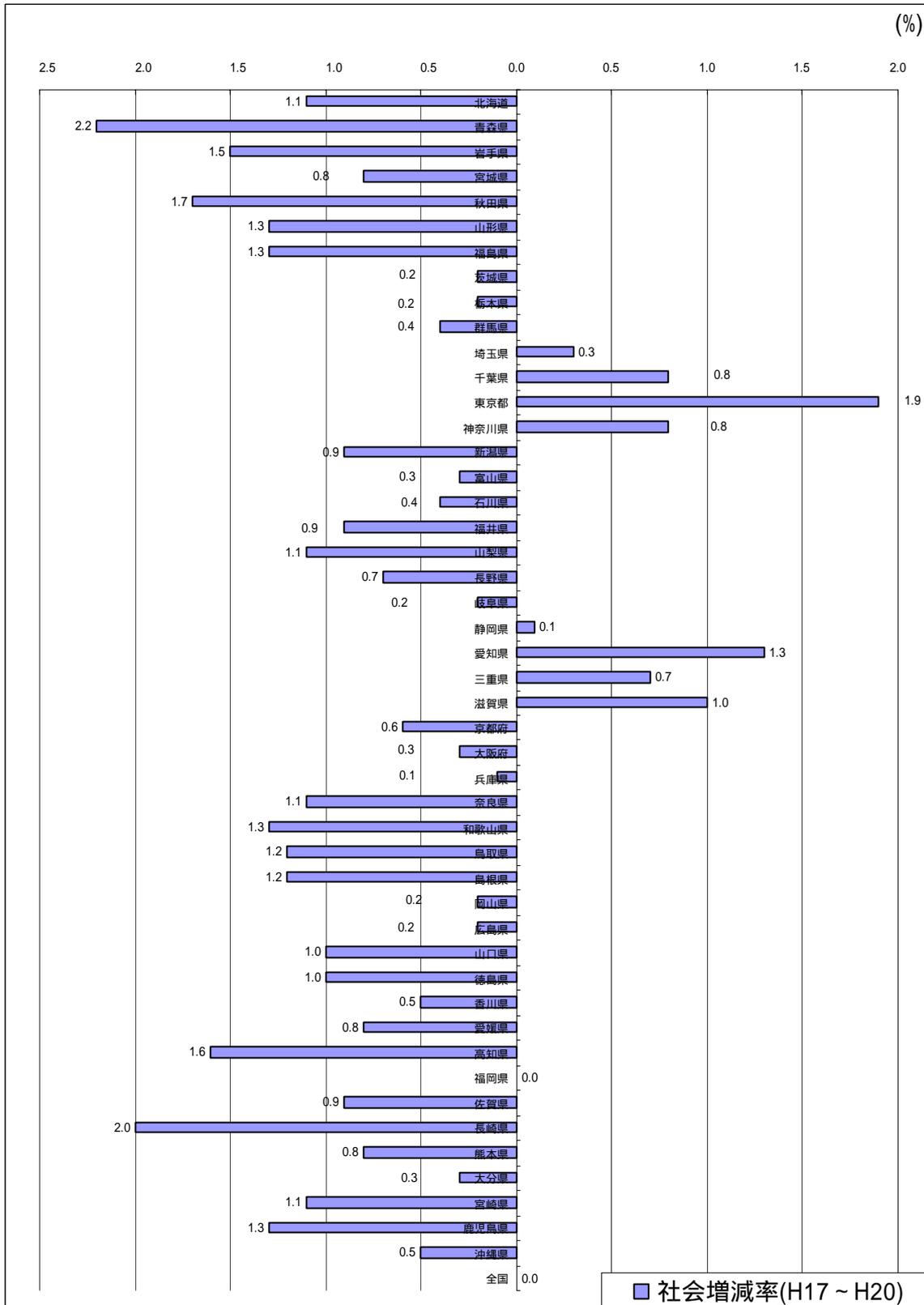
厳しい経済状況の中、有効求人倍率は全国的に低くなっているが、都道府県によって大きな開きが生じており、全国一律の施策で十分対応できるとはいえない。



(H21.5 厚生労働省「職業安定業務統計」より)

都道府県別人口動態の推移 (社会増減率)

平成17年～20年の3カ年で、関東圏、中京圏周辺以外では人口流出が進んでいるが、その増減率にはばらつきがある。地域の実情にあった地域振興などの施策展開が不可欠。

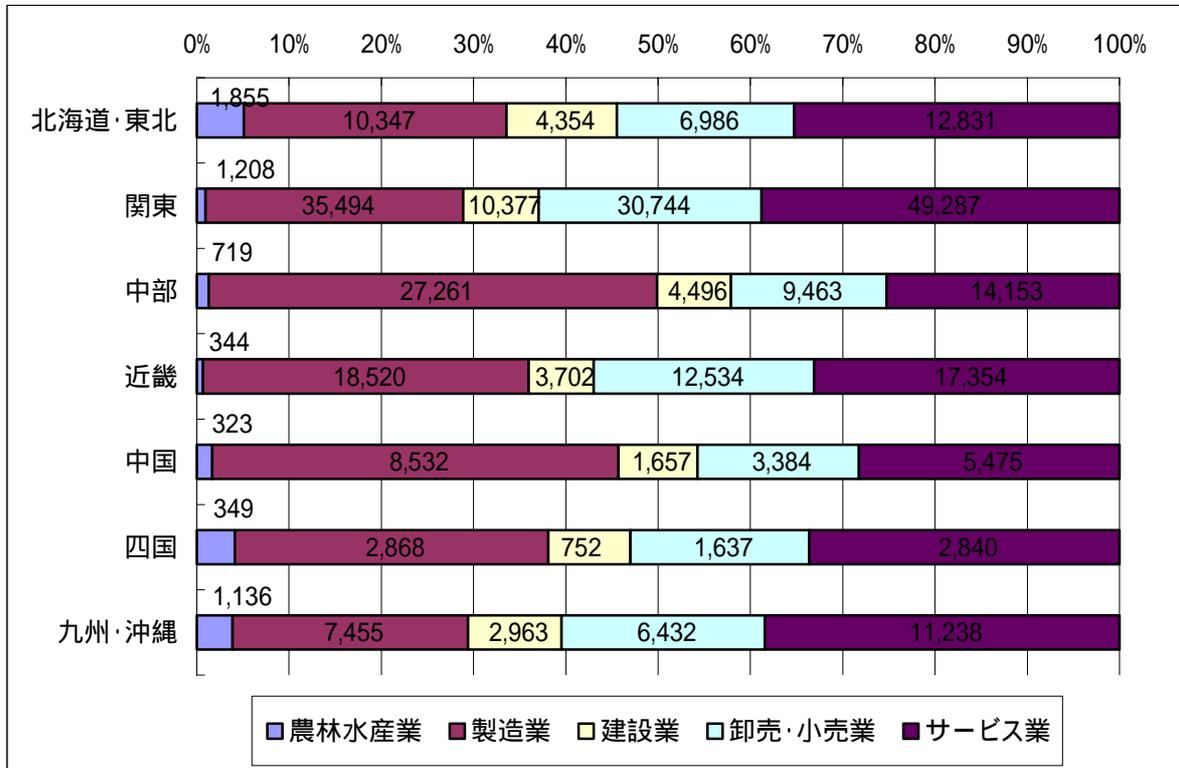


■ 社会増減率(H17～H20)

(H21.4 総務省「人口推計」より)

ブロック別主要産業の占める割合

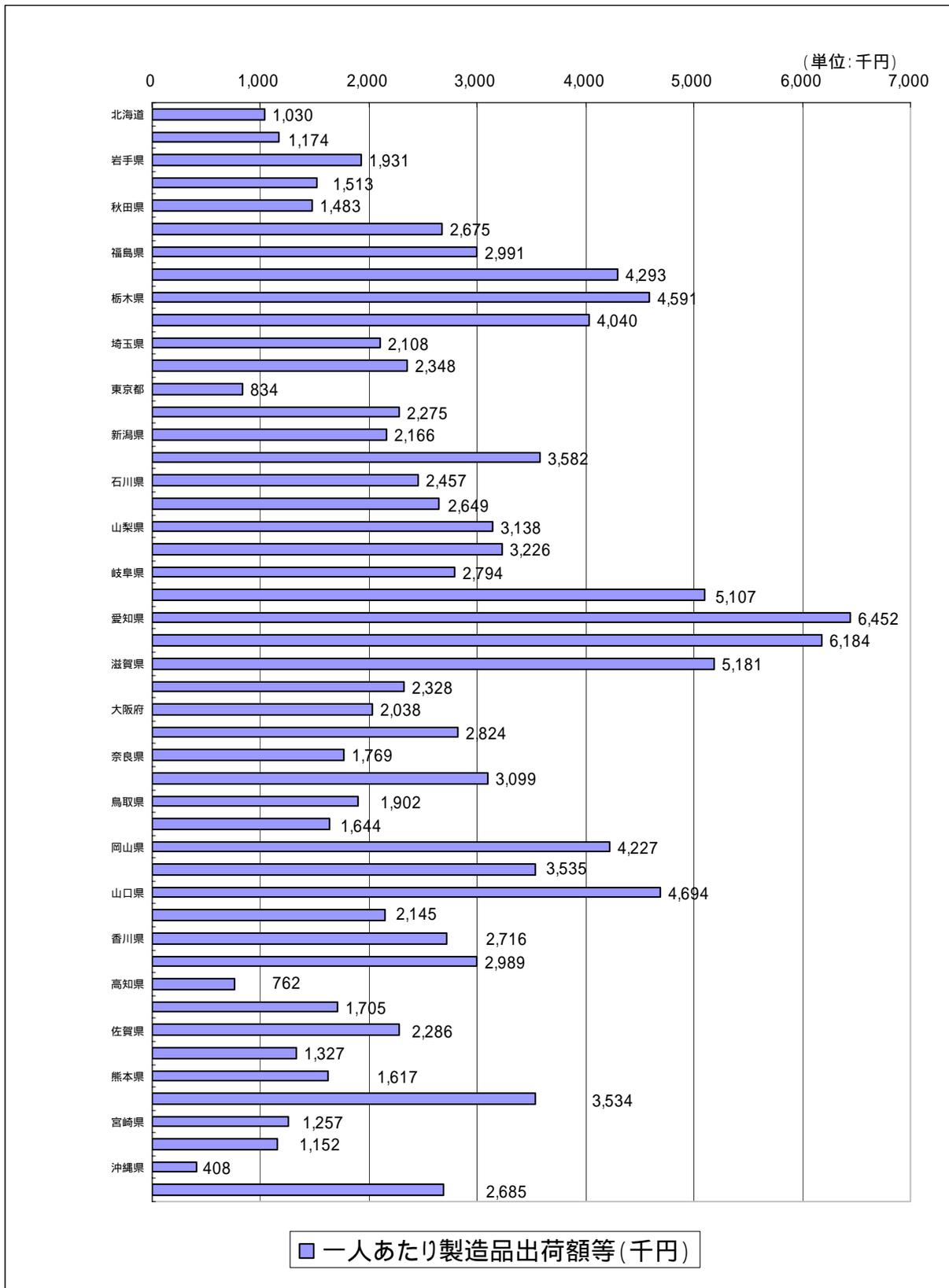
地域によって産業構造は大きく異なっており、経済雇用対策にあたり、全国一律の施策では十分対応できるとはいえない。



(H21.2 内閣府「平成 18 年度県民経済計算」より)

都道府県別 1 人あたり製造品出荷額等 (平成 19 年)

1 人あたり製造品出荷額等を見ると、大都市圏以外の地域においても高い値を示しており、地方が日本の製造業を支えていることがうかがわれる。



(H21.4 経済産業省「平成 19 年工業統計表」、総務省「平成 19 年人口推計」より算出)